

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【事業年度】	第64期（自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）
【会社名】	株式会社 セキド
【英訳名】	SEKIDO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関戸正実
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
【電話番号】	03-6300-6103（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 関戸弘志
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
【電話番号】	03-6300-6103（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 関戸弘志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	7,731,914	7,039,745	8,480,303	-	-
経常利益 (千円)	224,605	45,668	130,016	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) (は損失)	485,601	46,386	47,650	-	-
包括利益 (千円)	489,395	54,996	84,915	-	-
純資産額 (千円)	1,025,732	870,566	935,089	-	-
総資産額 (千円)	4,271,405	4,945,231	5,314,489	-	-
1株当たり純資産額 (円)	501.09	424.45	456.12	-	-
1株当たり当期純利益 (円) (は損失)	239.68	22.78	23.39	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	166.35	-	21.63	-	-
自己資本比率 (%)	23.9	17.5	17.5	-	-
自己資本利益率 (%)	47.6	4.9	5.3	-	-
株価収益率 (倍)	4.41	-	38.01	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	374,959	842,770	8,417	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	177,214	99,036	54,532	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	442,391	810,510	130,673	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	724,470	593,204	416,479	-	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	66 (44)	65 (61)	61 (71)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 株価収益率については、第61期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第63期より連結財務諸表を作成していないため、第63期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2)提出会社の経営指標等

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
売上高 (千円)	7,377,197	4,203,420	8,480,303	7,494,389	5,758,136
経常利益 (は損失) (千円)	144,965	70,285	125,446	329,370	794,705
当期純利益 (は損失) (千円)	424,452	112,300	36,646	545,377	1,141,155
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	59,178	59,990	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	2,038	2,040	2,040	2,040	3,167
純資産額 (千円)	950,082	741,533	786,240	233,406	45,134
総資産額 (千円)	3,943,293	4,599,895	5,304,274	4,769,575	4,389,043
1株当たり純資産額 (円)	463.92	361.11	383.06	113.07	13.06
1株当たり配当額 (円)	50	10	15	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (は損失) (円)	209.50	55.15	17.99	267.69	414.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	145.41	-	16.64	-	-
自己資本比率 (%)	23.9	16.0	14.7	4.8	0.9
自己資本利益率 (%)	58.5	13.4	4.8	107.9	840.0
株価収益率 (倍)	5.05	-	49.42	-	-
配当性向 (%)	23.9	-	83.4	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	107,424	155,108
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	144,232	382,512
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	346,494	723,385
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	504,166	689,991
従業員数 (人)	66	65	61	57	52
(外、平均臨時雇用者数)	(44)	(61)	(71)	(85)	(92)
株主総利回り (%)	139.0	93.2	121.0	99.9	72.6
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(96.9)	(100.6)	(147.1)	(153.0)	(202.4)
最高株価 (円)	2,684	1,046	1,105	910	1,461
最低株価 (円)	698	681	539	605	458

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、第63期及び第64期は関連会社がないため、また、第60期、第61期及び第62期は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第61期、第63期及び第64期は潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率については、第61期、第63期及び第64期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 配当性向については、第61期、第63期及び第64期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第60期、第61期及び第62期は連結財務諸表を作成しているため、第60期、第61期及び第62期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前については東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第61期の期首から適用しており、第61期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
1963年2月	株式会社関戸電機を東京都八王子市追分町5番地に資本金250万円にて設立。
1978年2月	東京都八王子市に、ホーム大工、ペット、園芸・エクステリア、家庭用品、シューズ、インテリア、文具・玩具、スポーツ用品、カー用品、装身具の販売のため株式会社ラブラブを設立。
1979年3月	神奈川県相模原市に家電販売のため株式会社橋本セキドを設立。
1981年9月	東京都福生市に、ホーム大工、ペット、園芸・エクステリア、家庭用品、シューズ、インテリア、文具・玩具、スポーツ用品、カー用品、装身具、食品の販売のため株式会社多摩ラブラブを設立。
1983年10月	株式会社ラブラブからカー用品部門の営業権を譲り受け、東京都福生市に株式会社ラブ君を設立。
1984年3月	株式会社関戸電機が、株式会社セキドに商号変更し、本店の所在地を東京都八王子市狭間町1685番地の1に変更。
1986年5月	埼玉県狭山市に、家電販売のため株式会社サイデンを設立。
1988年11月	株式会社橋本セキドが、株式会社セキド(神奈川県相模原市所在)に商号変更。
1989年2月	株式会社セキド(神奈川県相模原市所在)を形式的存続会社とし、株式会社セキド(実質的存続会社。東京都八王子市所在)、株式会社ラブラブ、株式会社多摩ラブラブ、株式会社ラブ君、株式会社サイデンの5法人を吸収合併し、資本金を514,517,000円とする。合併により営業店舗は、家電部門の直営店29店舗、F C店22店舗、H I(ホームセンター)部門は6店舗となる。
1989年5月	本店の所在地を東京都八王子市狭間町1685番地の1に変更。
1990年8月	社団法人日本証券業協会に店頭登録銘柄として新規登録。
1998年8月	本店の所在地を東京都八王子市旭町11番8号アクセスビルに変更。
2000年3月	「L P C(ラブ・プラス・クラブ)カード」による顧客管理システムをスタート。
2000年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2004年10月	ホームセンター事業からの撤退及びスポーツ・カー事業を中心とする不採算部門の閉鎖を基本とした地区再構築を決定。以降、2004年10月より2007年2月にかけてスポーツ・カー部門及びホームセンター部門の全店舗を閉鎖する。
2009年7月	出店を再開。2009年6月から8月にかけて、ファッション事業の新規店舗4店舗と家電事業の催事店舗1店舗を出店し、増収に向けた新規店舗の出店を再開する。
2010年6月	本店の所在地を東京都新宿区西新宿二丁目7番1号に変更。
2011年5月	ファッション事業の旗艦店舗となる『GINZA LoveLove』を東京都中央区銀座に出店し、同時にインターネット通販サイトのリニューアルと併せ、ファッション事業のブランド戦略強化を図る。
2012年8月	本店の所在地を東京都新宿区新宿三丁目1番24号に変更。
2012年9月	家電店舗販売事業からの撤退を決定する。2012年10月には家電全店舗を閉鎖し、ファッション事業に経営資源を集約する事業再編を敢行する。
2015年10月	世界で人気のLEADERS「マスク・シート」の日本総代理店として、輸入、販売を開始する。
2016年3月	リユース事業の第1号店であるeASTER鶴ヶ島店をGINZA LoveLove鶴ヶ島店内に出店する。
2016年11月	インターネット販売事業及びリユース事業において、株式会社オークファンとの業務提携により仕入れ、品揃え、販売促進の他、経営効率を高めるための情報共有等を行い、「新品からリユース品までの循環型ビジネス」の創造に取り組む。
2017年7月	本店の所在地を東京都渋谷区代々木四丁目31番6号に変更。
2019年5月	中国で人材教育、留学支援、就業支援などを営む新幹線教育グループと業務提携し、中国の優秀な人材を獲得し、労働者派遣事業及び職業紹介事業への取り組みを開始する。
2019年10月	日本のマスクパック市場でも人気の高い『MEDIHEAL』ブランドを展開する韓国のL&P Cosmetic CO., Ltd.の日本総輸入代理店である株式会社L&Kとの業務提携を行い、美容事業の拡大に取り組む。
2020年3月	美容事業の拡大に向け、コスメティック事業部を立ち上げる。
2020年11月	『MEDIHEAL』ブランドを展開する韓国のL&P Cosmetic CO., Ltd.と日本総代理店契約を締結。
2021年10月	美容事業の『MEDIHEAL』卸及び公式E Cサイトの運営を子会社化。
2021年12月	また、『MEDIHEAL』など韓国コスメを中心に品揃えを行う新業態店舗『&choa!』1号店を出店。
2021年12月	本店の所在地を東京都新宿区西新宿三丁目7番1号に変更。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行。
2023年3月	美容事業の子会社である『MEDIHEAL JAPAN株式会社』を解散し、美容事業を譲り受ける。

3【事業の内容】

当社は、ファッション事業において、関東、東海、東北地区を基盤に、29店舗の直営店を運営し、貴金属、装身具等の販売を行っております。また、インターネット通販サイトによる、全国の顧客に向けたブランドファッション商品の販売を行っております。また、美容事業において、韓国コスメブランドの輸入総代理店として小売法人向けの卸売と公式インターネットサイトの運営を行っております。その他、外商部門により、主に首都圏の法人向けの物販及び付帯サービスの提供を行っているほか、自社で保有する店舗及び駐車場を他社に賃貸しております。

なお、当事業年度より、従来「その他」に含まれていた「外商部門」について、量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

当社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

(ファッション事業)

ファッション事業において、貴金属、時計、バッグ・雑貨、ファッション衣料等の専門店『GINZA LoveLove』と韓国コスメ・雑貨のパラエティショップ『&choa!』を営んでおり、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、福島、静岡、愛知、三重、岐阜、京都の各府県に店舗展開しております。

また、インターネット通販サイト『GINZA LoveLove』及び『&choa!』による、全国の顧客に向けたブランドファッション商品と韓国コスメ・雑貨の販売を行っております。

ファッション事業においては、店舗販売事業と通販事業に分類し、それぞれについての施策を実施しております。

(1) 店舗運営事業...常設店舗での一般顧客向けブランドファッション商品、韓国コスメ・雑貨の販売とリユース品の買取(下取り)。

広域型商圏のショッピングセンターを含む催事売場の展開によるブランドファッション商品、韓国コスメ・雑貨の販売。

(2) 通販事業...インターネットショップによるブランドファッション商品、韓国コスメ・雑貨の販売

(美容事業)

美容事業において、韓国コスメブランド製品の日本総代理店として、国内の有力小売業への卸売及び公式ECサイトの運営等を行っております。

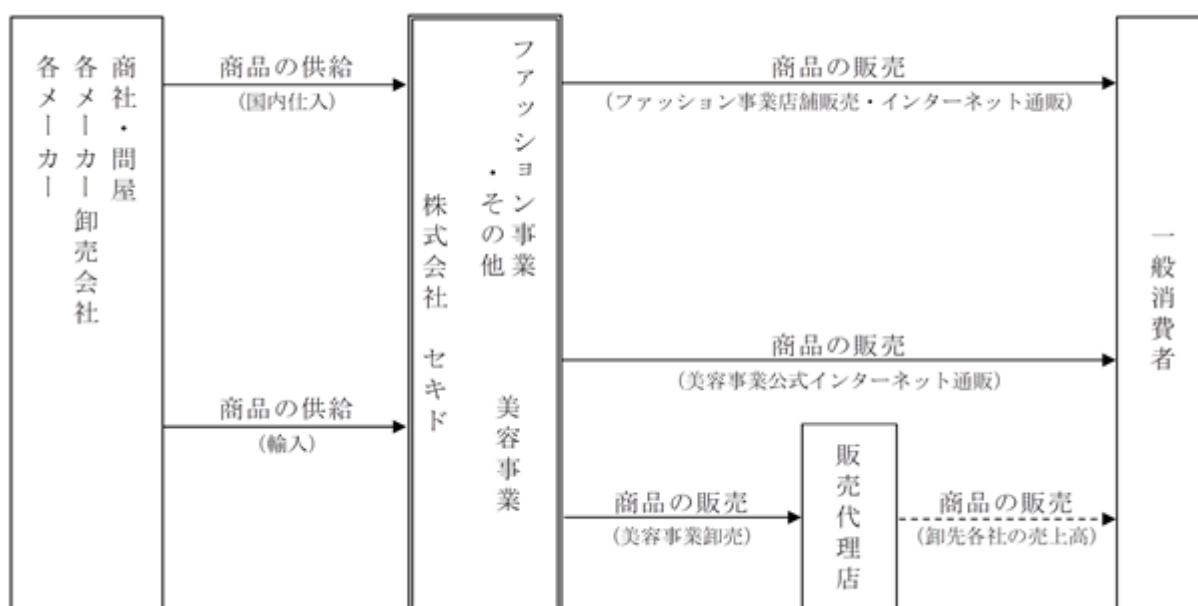
(賃貸部門)

自社で保有する店舗及び駐車場用地を他社に賃貸しております。

(外商部門)

外商部門において、主に法人向けの空調設備、照明機器設備等の施設工事、個人向けのリフォーム工事等を行っております。

以上の概要を図示すれば、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2026年3月20日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
52（92）	39.4歳	13.5年	3,991

セグメントの名称	従業員数（人）
ファッション	32（83）
美容	11（1）
賃貸部門	-（-）
外商部門	1（1）
報告セグメント計	44（85）
全社（共通）	8（7）
合計	52（92）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間勤務換算）を（ ）内に外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異

提出会社は、常時雇用の従業員数が100名以下であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「お客様に尽くす」「社員に尽くす」「お取引先に尽くす」の理念のもとに「高い目標に挑戦」「ウソをつかない」「店頭第一主義」を経営の基本方針としております。高い目標を掲げ、従業員一人一人が自らの進歩を求め、一店一店が地域1に挑戦すること、お客様にウソをつかない、約束ごとは必ず守ることを信条とし、誇りとすること、一人のお客様に一つの商品を一人の社員が販売し、サービスを提供することが営業の基本単位であり、すべての経営活動は店頭を出発点とし、終結点としていることを当社の経営にたずさわる全員の基本姿勢としております。

(2) 経営戦略等

- ・お客さまとのコミュニケーションを大切に、お客様のニーズに適った商品・サービスをお勧めすることに注力し、リピーターを増やすことに努めてまいります。
- ・当社は、2022年7月に、2022年3月期の業績を踏まえ、「中期経営計画」の見直しを行い、取り組んでまいりました。具体的には、ファッション事業は、組織再編により店舗運営事業として新規業態店舗『&choa!』（韓国コスメセレクトショップ）の拡大と「AI顧客解析システム」の活用、EC部門では一層の内製化によるスピード感のある運営、美容事業では、新たに3つの韓国コスメブランドの日本総代理店となり、PR活動にも注力し、シェア拡大に努めております。

(3) 経営環境

現状の当社を取り巻く経営環境は、年々、厳しさと混迷の色を深くしつつあります。ロシア・ウクライナ戦争、中東での紛争など世界中で戦火が絶えず、さらには、引き上げることが目的であるかのような関税の引き上げ合戦の影響か、物価上昇が止まらない状況です。当然、消費者の消費行動にも暗い影を落としており、当社の事業活動にとっても、今後の展開次第では、その影響度の大きさ、長さは予断を許さず、経営環境の不確実性を増大させる可能性があります。

このような経営環境の中、当社は、どのような環境にあっても、業績の安定拡大を目指せる組織の整備と強化を最優先課題ととらえ、主力のファッション事業（店舗運営事業）と美容事業の強化に取り組んでまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

・美容事業（コスメティック事業）

当社は、自社ブランド事業を中期成長戦略の重要領域と位置付けております。「hada to kokoro（肌と心）」は20代から30代の働く女性に向けて初めて打ち出すオリジナルトータルケアブランドです。韓国コスメの最新トレンドと、日本の若い女性のスキンケア意識を店舗での販売を通して培ってきたマーケティング力を生かして、メイドインジャパンの高い品質感で日本人の肌に合った製品をカタチにしました。J01河野純喜氏をブランドアンバサダーに迎えさらなる認知の拡大と顧客接点の強化を図ってまいります。

一方、日本総代理店事業ですが、当社は長い海外取引のノウハウを通じて得た知見、コスメセレクトショップの運営事業で培った接客・販売から得たデータを活かし、現在、韓国発4ブランドの日本総代理店を担っております。美容機器と専用コスメを掛け合わせ、自宅でエステ級の本格ケアを叶える「MEDITHERAPY」、皮膚科学に基づく独自成分とエステサロンのノウハウを融合させた、高機能ダーマコスメブランド「MEDIPEEL」、スティック型コスメという新たな美容習慣を市場に定着させたブランド「KAHI」、肌や環境への優しさを徹底した100%ヴィーガン処方と、美容施術レベルの『確かな効果』を両立させた、プレミアム・ヴィーガンブランド「athé」。

当社のコスメティック事業は顧客マインドに寄り添い、ビジネスモデルの進化と収益性の向上を図り、マーケットでのシェア拡大・企業価値向上に努めてまいります。

・ファッション事業（店舗運営事業）

まずLoveLove事業ですが、客数アップを目的としてブラッシュアップを実施し継続的な認知向上と来店動機の創出を図ってまいります。プッシュ型自社アプリ、Googleビジネスプロフィール、WEBチラシ等によるデジタルチャネルを活用することで、顧客接点の最大化や情報接触頻度の向上を実現いたします。商品施策ですが、前期は金地金や金製品を中心とした貴金属商品が好調に推移したことから、今期も引き続き金地金や金製品の取り扱いを強化するとともに、在庫については売れ筋商品を見極めて圧縮を図り商品効率の更なる向上を行ってまいります。

続いて&choa!事業ですが、新規のマーチャンダイジングとして、アウトレット商材を導入し収益性の向上とともに国内コスメブランドも新規導入し、MZ世代（25歳前後～45歳前後）をターゲットにしたブランドを展開してまいります。また新たにインナービューティ商材を導入いたします。インナービューティ商材は現在急成長を遂げているウェルネス市場の中核を担う商材となります。顧客の日常生活に深く根付くことによる高いLTV（顧客生涯価値）と安定したリピート購入を生み出すことで当社の新たな収益の柱を目指します。

ネット通販事業ですが、越境ECを強化するほかSNSを利用した「ソーシャルギフト」を展開いたします。これはSNSのアカウントさえ知っていれば、相手の住所や電話番号を知らなくてもギフトを贈れるサービスです。またEC業務の効率化のために生成AIを活用し商品登録の作業負担を大幅に軽減し、スピードと品質の両立を図ってまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、本業の収益性が明確に表れる「売上高経常利益率」を重視し、中期的には売上高経常利益率2.5%を目標としておりましたが、美容事業の急成長などにより、2022年3月期で達成したものの、その後は、相次ぐ国際紛争による世界的な物価高騰と国内経済に大きなインパクトを与えた「円安」が響き、2023年3月期の売上高経常利益率は1%を下回る0.6%となりました。また、2024年3月期もこの国内外の状況は改善されず、売上高経常利益率は、助成金収入の獲得もありやや改善したものの、1.5%となりました。

そして、2025年3月期は、主力ブランド『MEDIHEAL』の韓国本社の経営方針転換があり、日本市場での競争力の低下が大きく影響し、営業赤字を計上することとなりました。また、2026年3月期も、新たに3つの韓国コスメブランドの輸入総代理店となり、美容事業の業績回復に取り組みましたが、商品の入替などのコストもかかり、美容事業のシェアが前年を下回るため、利益率の水準も低下いたしますが、中期的には売上高経常利益率の目標4.0%をまずは達成することであると考えております。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク(8) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しておりますが、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク(8) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、当該事象の解消又は改善に努めております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

取締役会はサステナビリティ全般に関して監督する責任と権限を有しております。また代表取締役社長をサステナビリティに関する取組の最高責任者として、具体的な課題への取組方法を議論、検討しております。なお、サステナビリティに関する当社のガバナンス体制に関しては、コーポレート・ガバナンス体制と同様であります。コーポレート・ガバナンス体制の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(2) 戦略

人的資本

当社では人権の尊重はもちろんのこと、従業員に対しては働き方改革の推進や適正処遇のための人事考課の導入などを推進しております。多様性を尊重し、性別、国籍にかかわらず、新卒採用、中途採用、社内登用を積極的に行っております。また、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備についても、現在、外国人スタッフに対する特定の研修や学習の機会を提供する場等の整備を行っております。

社会貢献

当社は環境問題については常に関心を払うとともに重要な経営課題であると認識しております。当社では顧客サービスの一貫として、ファッション商材のリユースにも力を入れ、新品からリユースまでの循環型ビジネスに取組んでおります。商品のパッケージについても、「FSC®認証」取得の紙製パッケージの採用、過剰包装の低減や廃止に力を入れております。

また、スポーツ振興支援、芸術・文化への支援を行っております。スポーツは、アクティブなライフスタイルや精神的な安定をもたらすための重要な要素であり、文化・芸術は、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、持続可能な開発を促進するために必要な知識であると位置づけております。当社は、今後も国内外で活躍されるアスリートやアーティストの方々と共に、これらの活動を通してSDGsの達成に貢献をまいります。

(3) リスク管理

当社では、内部統制システムは毎年見直しをし、コンプライアンス及びリスク管理についてはいずれも規程として整備され業務執行に綿密にかかわっております。そのため取締役会においては個別の業務執行に係わるコンプライアンス等の審査に終始することなく、取締役会に期待される運用状況における実効性の高い監督ができております。サステナビリティに関連するリスクについても「リスク管理規程」に基づき、リスク管理を行ってまいります。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご覧ください。

(4) 指標及び目標

当社では、指標及び目標に関する測定可能な数値等について、現時点では定めておりませんが、都度、中長期計画及び年次計画などに展開し、必要な開示を行ってまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下に記載している将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の変動要因について

当社は、下半期（10月～3月）においては、ファッション事業のクリスマス・年末年始商戦のウエイトが高い傾向にあり、商戦如何によっては当社業績に影響が及ぶ可能性があります。

特に、当社の業績は、12月、1月にウエイトが高くなっており、上半期と下半期の業績に著しく偏りが生じる可能性があります。

(2) 為替変動リスクについて

当社は、総仕入のうち約37%程度について海外からの直接仕入を行っており、為替変動の状況によっては業績に影響を与える可能性があります。

(3) 顧客情報の管理について

当社は、営業戦略の柱として顧客情報を営業活動に活かすことや顧客とのコミュニケーションを図ることを目的に、スマートフォン端末による顧客管理システムである「GINZA LoveLoveスマホアプリ」及び「&choa!スマホアプリ」の運営を行うとともに、「GINZA LoveLoveカード」の発行により大量の顧客情報を取り扱っております。個人情報保護法の制定に伴い、当社では個人情報保護方針、個人情報管理マニュアル等を策定し、情報管理及びプライバシー保護に努めており、過去顧客情報の流出による問題は発生しておりません。しかしながら、今後、顧客情報の流出により問題が発生した場合には、その後の事業展開、業績等に影響が及ぶ可能性は否定できません。

(4) 減損会計の適用について

当事業年度において、店舗等の固定資産について312百万円の減損損失を計上いたしました。今後においても、市場環境の変化等により、減損損失が発生する可能性があります。

(5) 感染症拡大の影響について

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響は、健康被害だけでなく身近な生活様式の変革やグローバルなヒトやモノの流れを大きく変え、国内外の経済環境にも大きな影響を与えました。今後も、感染症の拡大が発生した場合、当社の事業エリアにおける感染状況はもちろん、主要な商品である輸入ブランド品の生産地域の感染状況、物流に関わる地域、企業への影響なども含め、当社の業績等に影響を与える可能性があります。

(6) 自然災害の影響について

近年、異常気象や地震、火山活動などの自然災害が国内外を問わず、頻発しております。当社の事業活動拠点で発生した場合はもちろん、そうでない場合でも災害の規模によっては当社の業績等に影響を与える可能性があります。

(7) 国際情勢の影響について

2022年4月に勃発した東欧地域での武力紛争や2026年2月に始まった中東での紛争の影響は、近年の地域紛争とは異なり、予測困難な様々な影響を国際社会に及ぼしております。今後の展開によっては、当社も業績等に影響を受ける可能性があります。

(8) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況について

当社は、前事業年度での美容事業の主力ブランド終了による売上高の減少が当事業年度も続き、2期連続の営業損失、経常損失、当期純損失並びに営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。また、一部の取引先金融機関と締結する「譲渡担保権設定契約書」に係る財務制限条項に抵触しております。以上の状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために下記のとおり対応しております。

(1) 事業基盤の強化

当社は、主力事業である美容事業において、韓国コスメブランドの輸入総代理店を担うことで、ここまで順調に業績を伸ばしてまいりました。しかし、輸入総代理店契約条件や契約の解除等のリスクもあるため、複数のブランド、ジャンルの商品に取組んでゆくことも必要です。現在は、昨年から取り組んで手応えのあった新

たな商材である美顔器などのデバイス分野と自社ブランドコスメを営業力強化の二つの軸としてまいります。

ファッション事業（店舗運営事業）においては、ファッションブランド商品の『GINZA LoveLove』とコスメの『&choa!』による店舗戦略の最適化を図ってまいります。

(2) 財務基盤の安定化

当事業年度において、第15回乃至第17回新株予約権を6月に、また、第18回及び第19回新株予約権を12月に発行し、9億円超の調達を行ったことで、厳しい業績の中でも最低限の資金と純資産を維持しております。

今後、第18回及び第19回新株予約権の行使による資金調達を活用し、上記の営業力強化施策を確実に推進し、財務の安定化を図ってまいります。

但し、資金調達の状況は、新株予約権の行使の有無・行使時期や株価の影響を受けることになります。

また、金融機関との融資の状況において、一部の取引先金融機関と締結する「譲渡担保権設定契約書」に係る財務制限条項に抵触しております。当該条項に関しては、抵触した場合に合理的と認められる是正措置の要請に対応することで、ただちには期限の利益の喪失にはあたらないとされており、是正措置の説明をすることにより、上記を前提にお取引先金融機関に、ご理解と引き続きご支援をいただける旨を確認しております。

以上のとおり、現在、当社は事業基盤の強化に向けた様々な施策と財務基盤の安定化のための施策を行うことで業績の改善と安定した資金の確保を図る途上にあります。事業基盤の強化施策及び財務基盤の安定化の実現可能性は、特に新規商材については、当社を取り巻く経済環境をはじめ、様々な要因による影響を受けることとなります。また、市場からの資金調達は需給関係やタイミングの点で必ずしも目指していた結果が得られるとは限らないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、重要な疑義の影響は財務諸表に反映しておりません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、長引くロシア・ウクライナ、中東での戦争の影響と円安基調が続く中、企業業績や個人消費への影響が懸念される状況が続いております。

このような環境下、当社グループは、主力事業のファッション事業と美容事業による新たな成長戦略に取り組んでまいりました。

ファッション事業（店舗運営事業）においては、韓国コスメのセレクトショップ『&choa!』を2店舗出店いたしました。また、輸入ブランド専門店『GINZA LoveLove』、『&choa!』とも、AI解析による再来店促進施策が一定の成果をあげております。『GINZA LoveLove』では、高額品の需要の落ち込みはあったものの、中低額品は堅調に推移いたしました。引き続き、アプリ会員へのプッシュ通知での情報伝達に努めております。

美容事業においては、前事業年度に輸入総代理店契約を終了した旧ブランドの終息処理を行うとともに、複数の輸入総代理店契約を締結し、新ブランドの展開に努めてまいりました。また、物流拠点の統合によるコストダウンを図りました。しかしながら、新規ブランドの展開は、まだ途上にあり、旧ブランドの売上のマイナスをカバーするには至っておりません。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高は5,758百万円（前年同期比23.2%減）となりました。利益面では、売上高の減少とコスト高の影響で営業損失は707百万円（前年同期は276百万円の営業損失）、経常損失は794百万円（前年同期は329百万円の経常損失）、減損損失312百万円を計上した他、店舗網の最適化を図るための損失引当26百万円などを計上した結果、当期純損失は1,141百万円（前年同期は545百万円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[ファッション事業]

ファッション事業（店舗運営部門）においては、韓国コスメのセレクトショップ『&choa!』を2店舗出店し、輸入ブランド専門店『GINZA LoveLove』10店舗、『&choa!』19店舗の全29店舗体制で運営しております。なお、『GINZA LoveLove』の路面店を1店舗閉店しております。

これらの結果、売上高は3,927百万円（前年同期比4.7%減）となりました。利益面では、出店コストの負担に加え、コスト高の影響もあり、セグメント損失は63百万円（前年同期は1百万円のセグメント損失）となりました。

[美容事業]

美容事業においては、旧ブランドの終了と新規ブランドの立ち上げを行ってまいりました。新規ブランドの中には、これまで取扱いのなかった美顔器など、美容デバイス分野の商品も取り扱うこととなり、事業に幅が出てくることになり、手応えもあり、今後につながる1年でありましたが、旧ブランドの売上のマイナスを取り戻す規模になるには、まだ至っておらず、売上高は1,599百万円（前年同期比49.3%減）、売上高の減少と旧ブランドの終息コストが響き、セグメント損失は160百万円（前年同期は97百万円のセグメント利益）となりました。

[賃貸部門]

賃貸部門では、売上高は35百万円（前年同期比0%増）、セグメント利益は30百万円（前年同期比0.2%増）となりました。

[外商部門]

外商部門では、売上高は195百万円（前年同期比8.1%増）、セグメント利益は15百万円（前年同期比44.9%増）となりました。

当事業年度末の財政状態は次のとおりであります。

(資産)

当事業年度末の資産は、総資産は4,389百万円となり、前事業年度末に比べ380百万円減少いたしました。

流動資産は3,410百万円となり、前事業年度末に比べ141百万円減少いたしました。これは主に、資金の調達により現金及び預金が514百万円増加しましたが、美容事業の新旧ブランド交代などで商品が338百万円減少したこと、決算月の売上の減少の影響により売掛金が274百万円減少したことなどによるものであります。固定資産は978百万円となり、前事業年度末に比べ238百万円減少いたしました。これは主に、新店の出店などに伴う有形固定資産の増加はありましたが、既存店舗及び共用資産の減損損失を計上したことなどにより、有形固定資産が234百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債は4,343百万円となり、前事業年度末に比べ192百万円減少いたしました。

流動負債は3,632百万円となり、前事業年度末に比べ48百万円増加いたしました。これは主に、店舗網の最適化に向け、引当金を26百万円計上した他、資産除去債務を38百万円固定負債から流動負債に振替えたことなどによるものであります。

固定負債は711百万円となり、前事業年度末に比べ240百万円減少いたしました。これは主に、上記の振替などで資産除去債務が19百万円減少した他、返済などにより長期借入金が116百万円、社債が70百万円、長期未払金が17百万円減少したことなどによるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は45百万円となり、前事業年度末に比べ188百万円減少いたしました。これは主に、資本調達により資本準備金及びその他資本剰余金がそれぞれ459百万円増加しましたが、当期純損失1,141百万円を計上したこと、その他有価証券評価差額金が33百万円増加したことなどによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は0.9%（前事業年度末は4.8%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は689百万円となり、前事業年度末に比べ185百万円増加いたしました。当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は155百万円となりました。これは主に、減価償却費57百万円、減損損失312百万円、株主優待引当金64百万円、店舗閉鎖損失引当金26百万円、などの非資金性損失を含め1,133百万円の税引前当期純損失を計上しましたが、棚卸資産の減少による338百万円、売上債権の減少による284百万円の資金増加などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は382百万円となりました。これは主に、定期預金329百万円の預入と有形固定資産の取得55百万円の支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は723百万円となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入が888百万円ありましたが、社債の償還70百万円、長期借入金の返済133百万円などによるものであります。

仕入及び販売の実績

a. セグメント別商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
ファッション事業		
貴金属	323,623	119.2
時計	518,761	84.1
バッグ・雑貨	1,215,623	84.1
美容	613,715	91.2
小計	2,671,724	88.9
美容事業		
シートマスク・パック	32,282	1.9
その他	1,221,424	249.2
小計	1,253,706	58.3
外商部門	167,267	104.8
合計	4,092,698	77.0

(注) セグメントと商品群の対応関係は、以下のとおりであります。

ファッション事業

 貴金属...指輪、ネックレス、イヤリング、喜平等

 時計...腕時計、掛置時計、喫煙具等

 バッグ・雑貨...ハンドバッグ、財布、ベルト、メガネ等

美容事業

 シートマスク・パック

 その他...メイクアップ、基礎化粧品、美容関連機器等

外商部門

 一般家電、季節家電、空調機器等

b. 販売実績

1) セグメント別販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
ファッション事業		
貴金属	547,713	113.7
時計	626,672	83.7
バッグ・雑貨	1,777,776	91.1
美容	975,527	103.8
小計	3,927,690	95.3
美容事業		
シートマスク・パック	313,087	12.4
その他	1,286,393	204.2
小計	1,599,480	50.7
外商部門	195,565	108.1
賃貸部門	35,400	100.0
合計	5,758,136	76.8

(注) セグメントと商品群の対応関係は、以下のとおりであります。

ファッション事業

 貴金属...指輪、ネックレス、イヤリング、喜平等

 時計...腕時計、掛置時計、喫煙具等

 バッグ・雑貨...ハンドバッグ、財布、ベルト、メガネ等

美容事業

 シートマスク・パック

 その他...メイクアップ、基礎化粧品、美容関連機器等

外商部門

 一般家電、季節家電、空調機器等

賃貸部門

 テナント収入

2) 地域別販売実績

当事業年度の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

	店舗数	金額(千円)	構成比(%)
ファッション事業	1	612,750	10.6
美容事業	-	1,599,480	27.8
東京都計	1	2,212,231	38.4
ファッション事業	3	196,136	3.4
賃貸部門	-	35,400	0.6
神奈川県計	3	231,536	4.0
ファッション事業	2	63,379	1.1
千葉県計	2	63,379	1.1
ファッション事業	9	883,794	15.4
外商部門	-	195,565	3.4
埼玉県計	9	1,079,360	18.8
ファッション事業	1	46,640	0.8
茨城県計	1	46,640	0.8
ファッション事業	2	764,441	13.3
群馬県計	2	764,441	13.3
ファッション事業	1	53,218	0.9
栃木県計	1	53,218	0.9
ファッション事業	1	261,113	4.5
福島県計	1	261,113	4.5
ファッション事業	2	157,920	2.8
愛知県計	2	157,920	2.8
ファッション事業	2	214,490	3.7
三重県計	2	214,490	3.7
ファッション事業	2	230,843	4.0
静岡県計	2	230,843	4.0
ファッション事業	3	360,162	6.3
岐阜県計	3	360,162	6.3
ファッション事業	1	82,797	1.4
京都府計	1	82,797	1.4

	店舗数	金額(千円)	構成比(%)
ファッション事業	30	3,927,690	68.2
美容事業	-	1,599,480	27.8
外商部門	-	195,565	3.4
賃貸部門	-	35,400	0.6
全地域合計	30	5,758,136	100.0

(注) 賃貸部門は、テナント収入であり、店舗数には含めておりません。

- 3) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)		当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社彩図	34,038	0.5	517,560	9.0
株式会社井田両国堂	19,627	0.3	420,618	7.3
株式会社ピーアンドエフ	1,415,718	18.9	127,588	2.2

- 4) 単位当たり売上高状況

江目	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
売上高	4,301,273千円	4,123,256千円
従業員数	125人	117人
1人当たり売上高	34,410千円	35,242千円
売場面積	6,625m ²	6,485m ²
1m ² 当たり売上高	649千円	636千円

(注) 1. 売上高には、美容事業及び賃貸部門は含めておりません。

2. 従業員数には、出向社員は含まず、準社員(パートタイマー)及びアルバイト(1日8時間勤務換算した人数)は含めて表示しております。

3. 従業員数及び売場面積は期中平均で示しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態及び経営成績の状況

1) 財政状態

(資産合計)

当事業年度末の資産は、総資産4,389百万円(前事業年度末比380百万円減)となりました。

流動資産は3,410百万円(同141百万円減)となり、主な増減内訳は、資本調達などによる現金及び預金514百万円増と美容部門の減収に伴う売掛金274百万円減、商品338百万円減であります。固定資産は978百万円(同238百万円減)となり、主な増減内訳は、減損損失計上による建物180百万円減、工具、器具及び備品50百万円減であります。

(負債合計)

当事業年度末の負債は4,343百万円(同192百万円減)となりました。

流動負債は3,632百万円(同48百万円増)となり、主な増減内訳は、預り金199百万円減であります。固定負債は711百万円(同240百万円減)となり、主な増減内訳は、社債70百万円減、長期借入金116百万円減、資産除去債務19百万円減、長期未払金17百万円減であります。

(純資産合計)

当事業年度末の純資産は45百万円(同188百万円減)となりました。主な増減内訳は、新株予約権の行使による資本剰余金918百万円増、その他有価証券評価差額金33百万円増と当期純損失1,141百万円の計上による利益剰余金減であります。

これらの結果、自己資本比率は0.9%(前事業年度末は4.8%)となりました。

2) 経営成績

(売上高)

売上高は、5,758百万円(前年同期比23.2%減)となりました。

事業別の構成は、ファッション事業(店舗運営事業)が3,927百万円で全体の68.2%、美容事業が1,599百万円で全体の27.8%、賃貸部門が35百万円、外商部門が195百万円となっております。美容事業の売上減少が大きく影響いたしました。美容事業の立て直しが最重要課題と認識しております。対処方法については、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております。早期に美容事業の業績回復に努めてまいります。

(売上総利益)

売上総利益は、美容事業において終了ブランドの在庫消化に努めた結果、1,422百万円(同36.8%減)となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、2,130百万円(同15.8%減)となりました。

(営業損益)

営業損益は、営業損失707百万円(前年同期は276百万円の営業損失)の計上となりました。

(経常損益)

経常損益は、ファッション事業は63百万円、美容事業は160百万円のセグメント損失となり、賃貸部門は30百万円、外商部門は15百万円のセグメント利益となりました。また、報告セグメントに帰属しない全社費用等の調整額を含めた全社の経常損失は794百万円(前年同期は329百万円の経常損失)となりました。

(当期純損益)

減損損失312百万円、法人税等7百万円(前年同期は55百万円)などを計上した結果、当期純損失は1,141百万円(前年同期は545百万円の当期純損失)となりました。

b. 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は、2020年11月、美容事業において韓国人気コスメブランド「MEDIHEAL」の日本総代理店となり、以降、販売ルートの整備、売場とリピーターの確保、魅力のある新商品の投入などを通じてブランド価値を高めていくことで、業容拡大に取り組んでまいりました。また、当社自らお客様と直接コミュニケーションがとれるファッション事業の店舗販売網のノウハウを活用し、「韓国コスメ」取り扱い店舗「&choa!」を展開することで、お客様のニーズに応えられる商品・サービスの開発に取り組んでまいりました。

前事業年度、「MEDIHEAL」の輸入先との協力関係を続けていくことが困難な状況となったことで、売上高の減少と在庫の消化による利益率の低下を招きましたが、現在、新たなブランドの展開に加え、自社ブランドの育成にも着手し、業績の回復に取り組んでおります。

今後も、お客様とのコミュニケーションを通じて、お客様が求めている価値を理解し、その価値を共有できる韓国コスメブランドの輸入総代理店を担ってまいります。

c. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当社は、本業の収益性が明確に表れる「売上高経常利益率」を重視しております。美容事業の急成長などにより、2022年3月期に2.9%を計上いたしました。これを受け、2022年7月に見直した中期経営計画において、その最終年度（2025年3月期）に売上高経常利益率4.0%の目標を達成するべく、施策に取り組んだものの、2023年3月期は、ロシア・ウクライナ戦争による世界的な物価高騰と国内経済に大きなインパクトを与えた「円安」が響き、売上高経常利益率は1%を下回る0.6%となりました。

2024年3月期もこの内外の情勢は改善されておらず、助成金収入の獲得もありやや改善したものの、売上高経常利益率は1.5%となりました。

2025年3月期及び2026年3月期は、成長戦略を担ってきた美容事業の主力輸入先の戦略変更の影響を大きく受け、経常損失という不本意な実績となりました。

今後は、早期に美容事業を立て直すことで、まずは、経常利益の黒字転換を実現し、中期的には売上高経常利益率4.0%を目指してまいります。

d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度のセグメントごとの経営成績の状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、当事業年度は、美容事業の減収が当社の事業構造を大きく変え、運転資金の確保と純資産の増強が課題となっております。そこで、主力行を中心とするお取引各行による支援体制のもと、当事業年度に発行した第18回及び第19回新株予約権による資本調達を実施しながら、業績の回復、収益力の強化を図ってまいります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

当社は、金融機関との融資の状況において、一部の取引先金融機関と締結する「譲渡担保権設定契約書」に基づく借入金550百万円には財務制限条項が付されております。財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

(1) 各決算期末時点での貸借対照表上の純資産の金額を296百万円以上に維持する。

(2) 各決算期末時点での貸借対照表及び資産表上棚卸資産残高を当該決算期の平均月間売上高で除した棚卸資産の回転月数を5.0か月以内に維持する。

なお、当社は、現在、当該財務制限条項に抵触しております。当該条項に関しては、抵触した場合に合理的と認められる是正措置の要請に対応することで、ただちには期限の利益の喪失にはあたらないとされており、是正措置の説明をすることにより、上記を前提にお取引先金融機関に、ご理解と引き続きご支援をいただける旨を確認しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、ファッション事業の安定成長と美容事業の事業拡大を図っていく方針であります。当事業年度において実施した設備投資の総額は93百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

・&choa!イオンモール羽生店	ファッション事業	新設	(埼玉県羽生市)	24百万円
・&choa!イオンモール土岐店	"	移設	(岐阜県土岐市)	24百万円
・&choa!ららテラス川口店	"	新設	(埼玉県川口市)	22百万円

2【主要な設備の状況】

2026年3月20日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	売場面積 (㎡)	
			建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 等 (千円)			合計 (千円)
本社 (東京都新宿区)	全社(共通)・FS (ファッション事業)・美容事業	事務所	-	-	-	-	-	-	24 (14)	-
商品センター (埼玉県春日部市)	FS	倉庫	-	-	-	-	-	-	1 (2)	-
小計			-	-	-	-	-	-	25 (16)	-
賃貸物件 (東京都八王子市)	賃貸部門	駐車場用地	-	-	-	12,658 (100)	-	12,658	- (-)	-
東京都小計			-	-	-	12,658 (100)	-	12,658	- (-)	-
&choa!港北ノースポーク・モール店 (横浜市都筑区)	FS	店舗	-	-	-	-	-	-	- (3)	101
&choa!横浜ピブレ店 (横浜市西区)	"	"	-	-	-	-	-	-	1 (2)	100
&choa!ららぼーと湘南平塚店 (神奈川県平塚市)	"	"	-	-	-	-	-	-	- (3)	82
賃貸物件 (相模原市中央区)	賃貸部門	旧店舗	-	-	-	416,615 (2,972)	-	416,615	- (-)	-
神奈川県小計			-	-	-	416,615 (2,972)	-	416,615	1 (8)	283
&choa!テラスモール松戸店 (千葉県松戸市)	FS	店舗	-	-	-	-	-	-	- (3)	72
&choa!セブンパークアリオ柏店 (千葉県柏市)	"	"	-	-	-	-	-	-	- (3)	73
千葉県小計			-	-	-	-	-	-	- (6)	145

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	売場面積 (㎡)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 等 (千円)		
GINZA LoveLove鶴ヶ島店 (埼玉県鶴ヶ島市)	F S・外 商	店舗・事 務所	-	-	-	-	-	2 (4)	826
GINZA LoveLove吹上店 (埼玉県鴻巣市)	"	"	-	-	-	-	-	1 (2)	687
GINZA LoveLove越谷レイ クタウン店 (埼玉県越谷市)	"	"	-	-	-	-	-	4 (1)	172
GINZA LoveLoveモラー ジュ菖蒲店 (埼玉県久喜市)	"	"	-	-	-	-	-	1 (2)	244
&choa!ららぼーと富士見 店 (埼玉県富士見市)	"	"	-	-	-	-	-	- (2)	49
&choa!イオンモール浦和 美園店 (さいたま市緑区)	"	"	-	-	-	-	-	- (3)	79
&choa!エミテラス所沢店 (埼玉県所沢市)	"	"	-	-	-	-	-	- (4)	114
&choa!ららテラス川口店 (埼玉県川口市)	"	"	-	-	-	-	-	- (2)	91
&choa!イオンモール羽生 店 (埼玉県羽生市)	"	"	15,048	-	12,527	-	-	27,575 (1)	100
埼玉県小計			15,048	-	12,527	-	-	27,575 8 (21)	2,362
GINZA LoveLoveイオン モール太田店 (群馬県太田市)	F S	店舗	-	-	-	-	-	3 (5)	531
&choa!イオンモール太田 店 (群馬県太田市)	"	"	-	-	-	-	-	1 (2)	97
群馬県小計			-	-	-	-	-	4 (7)	628
&choa!イオンモールつく ば店 (茨城県つくば市)	"	"	-	-	-	-	-	- (3)	83
&choa!ベルモール宇都宮 店 (栃木県宇都宮市)	"	"	-	-	-	-	-	- (3)	75
GINZA LoveLoveイオンタ ウン郡山店 (福島県郡山市)	"	"	-	-	-	-	-	1 (4)	990
GINZA LoveLoveイオン モール大高店 (名古屋市緑区)	F S	店舗	-	-	-	-	-	1 (2)	197
&choa!イオンモール豊川 店 (愛知県豊川市)	"	"	-	-	-	-	-	- (3)	62
愛知県小計			-	-	-	-	-	1 (5)	259
GINZA LoveLoveイオン モール浜松市野店 (浜松市中央区)	F S	店舗	-	-	-	-	-	3 (2)	469
&choa!静岡パルコ店 (静岡市葵区)	"	"	-	-	-	-	-	- (3)	53
静岡県小計			-	-	-	-	-	3 (5)	522

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	売場面積 (㎡)	
			建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 等 (千円)			合計 (千円)
GINZA LoveLoveイオン モール鈴鹿店 (三重県鈴鹿市)	F S	店舗	-	-	-	-	-	-	3 (1)	206
&choa!イオンモール津南 店 (三重県津市)	"	"	-	-	-	-	-	-	1 (2)	82
三重県小計			-	-	-	-	-	-	4 (3)	288
GINZA LoveLove各務原店 (岐阜県各務原市)	F S	店舗	-	-	-	-	-	-	2 (3)	324
&choa!イオンモール土岐 店 (岐阜県土岐市)	"	"	-	-	-	-	-	-	1 (3)	139
&choa!イオンモール各務 原店 (岐阜県各務原市)	"	"	-	-	-	-	-	-	1 (2)	74
岐阜県小計			-	-	-	-	-	-	4 (8)	537
&choa!イオンモールKYOTO 店 (京都市南区)	F S	店舗	-	-	-	-	-	-	1 (3)	122
営業設備小計			15,048	-	12,527	429,273 (3,072)	-	456,848	27 (76)	6,294
総合計			15,048	-	12,527	429,273 (3,072)	-	456,848	52 (92)	6,294

- (注) 1. 帳簿価額のうち「リース資産等」は、「リース資産」及び「ソフトウェア」であります。
2. 従業員数の()は臨時雇用者数であり、年間平均就業人員を外書しております。
3. 上記「賃貸部門」の旧店舗及び駐車場用地は、閉鎖した自社所有の店舗及び自社所有の駐車場用地等であり、一部を除き、店舗等として他社へ賃貸しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、消費動向、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、当事業年度末現在において決定している重要な設備の新設計画はありません。

また、2026年3月期の業績悪化を受け、店舗運営事業の店舗網の最適化を図るため、退店を含む店舗網見直しを行ってまいります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,800,000
計	11,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月20日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,167,228	3,210,228	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	3,167,228	3,210,228	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権

決議年月日	2020年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 12名 当社子会社取締役 1名
新株予約権の数	2,555個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 255,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 335円
新株予約権の行使期間	自 2020年10月14日 至 2030年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 87,102,505円 資本組入額 43,551,253円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は2021年6月20日までの間に金融証券取引所における当社の時価総額が10億円を超過した場合、本新株予約権を行使できるものとする。 上記に関わらず本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する5日間の平均が一度でも244円を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、発行時の新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定される。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要項で予め定められた方法による行使価額の調整をして得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、資本準備金は資本金等増加限度額より資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 10名 当社子会社取締役 1名
新株予約権の数	870個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 87,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 854円
新株予約権の行使期間	自 2021年4月14日 至 2031年4月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 74,498,970円 資本組入額 37,249,485円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する5日間の平均が一度でも496円を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、発行時の新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定される。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要項で予め定められた方法による行使価額の調整をして得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、資本準備金は資本金等増加限度額より資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2021年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 10名 当社顧問 3名 当社子会社取締役 1名
新株予約権の数	480個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 48,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,871円
新株予約権の行使期間	自 2021年7月8日 至 2031年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 90,566,400円 資本組入額 45,283,200円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する5日間の平均が一度でも749円を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、発行時の新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定される。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要項で予め定められた方法による行使価額の調整をして得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、資本準備金は資本金等増加限度額より資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2021年12月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 10名 当社顧問 2名 当社子会社取締役 2名
新株予約権の数	595個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 59,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,030円
新株予約権の行使期間	自 2021年12月29日 至 2031年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 61,847,870円 資本組入額 30,923,935円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する5日間の平均が一度でも412円を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、発行時の新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定される。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要項で予め定められた方法による行使価額の調整をして得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、資本準備金は資本金等増加限度額より資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2022年5月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 7名 当社顧問 3名
新株予約権の数	550個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 55,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 810円
新株予約権の行使期間	自 2022年6月6日 至 2032年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 44,550,550円 資本組入額 22,275,275円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の平均が一度でも324円を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、発行時の新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定される。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要項で予め定められた方法による行使価額の調整をして得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、資本準備金は資本金等増加限度額より資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権

決議年月日	2022年11月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 7名 当社顧問 3名 当社子会社取締役 1名
新株予約権の数	515個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 51,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 814円
新株予約権の行使期間	自 2022年12月12日 至 2032年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 41,921,515円 資本組入額 20,960,758円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の平均が一度でも326円を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、発行時の新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定される。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要項で予め定められた方法による行使価額の調整をして得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、資本準備金は資本金等増加限度額より資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2023年 6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 4名 当社顧問 1名
新株予約権の数	611個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 61,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 628円
新株予約権の行使期間	自 2023年 7月 7日 至 2033年 7月 6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 38,371,411円 資本組入額 19,185,706円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の平均が一度でも252円を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、発行時の新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定される。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要項で予め定められた方法による行使価額の調整をして得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、資本準備金は資本金等増加限度額より資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第14回新株予約権

決議年月日	2023年12月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 3名 当社従業員 4名 当社顧問 1名
新株予約権の数	681個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 68,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 572円
新株予約権の行使期間	自 2024年1月10日 至 2034年1月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 38,953,881円 資本組入額 19,476,941円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使期間開始日から満了日に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の平均が一度でも229円を下回った場合、残存する新株予約権のすべてを行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、発行時の新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定される。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権発行要項で予め定められた方法による行使価額の調整をして得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1を資本金とし、資本準備金は資本金等増加限度額より資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第15回乃至第17回新株予約権

決議年月日	2025年5月23日
新株予約権の数(個)	第15回...5,000個 第16回...2,000個 第17回...2,000個 合計 9,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	第15回...普通株式 500,000株 第16回...普通株式 200,000株 第17回...普通株式 200,000株 合計 普通株式 900,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき710円
新株予約権の行使期間	第15回...自 2025年6月10日 至 2030年6月10日 第16回...自 2026年6月10日 至 2030年6月10日 第17回...自 2027年6月10日 至 2030年6月10日 但し、第16回印株予約権及び第17回新株予約権のいずれも、当社の指示により前倒しての行使が可能です。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 639,699,000円 資本組入額 319,849,500円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。 行使価額は、2025年6月11日に初回の修正がなされ、以後3取引日が経過する毎に行使価額は修正され、修正が行われる日の直前取引日の当社普通株式の終値の100%に相当する金額に修正される。当社は、割当先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

発行当初における内容を記載しております。なお、第15回新株予約権は2025年6月23日迄に、第16回新株予約権は2025年7月3日迄に、第17回新株予約権は2025年8月14日迄に、全ての行使が行われ、当事業年度の末日(2026年3月20日)の残高はありません。

- (注) 1. 本新株予約権については、2025年5月23日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 当新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。なお、行使価額は変動しますが新株予約権の目的となる株式の数は変動いたしません。
- (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：2025年6月11日に初回の修正がなされ、以後3取引日が経過する毎に修正され、東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の直前取引日の終値の100%に相当する金額
修正の頻度：行使価額は、3取引日が経過する毎に一度の頻度で修正されます。
- (3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限
行使価額の下限：第15回乃至第17回新株予約権のいずれも「下限行使価額」は355円とします。
新株予約権の目的となる株式の数の上限
900,000株(2025年5月23日現在の普通株式の発行済株式総数の44.10%)
- (4) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権の一部又は全部を各本新株予約権の発行価額で取得することができる。
- (5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
行使価額の修正
本新株予約権の行使価額は、2025年6月11日に初回の修正がなされ、以後3取引日が経過する毎に修正が行われます。かかる行使価額の修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正

されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額となります。なお、いずれかの修正日の直前取引日において、本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の行使価額は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

下限行使価額は、当初355円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

停止指定条項

割当予定先は、当社から本新株予約権の行使の停止に関する要請（以下「停止指定」といいます。）があった場合、停止指定期間中、停止指定期間の開始日に残存する本新株予約権の一部又は全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる停止指定を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（停止指定期間）として、本新株予約権の権利行使期間内の任意の期間を指定することができます。
- ・ 停止指定期間は、当社が本件に関するアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「EJS」といいます。）に対して停止指定を通知した日の5取引日後から当社が指定する日までとなります。なお、当社は、停止指定を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- ・ 行使停止期間は、本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの期間とします。
- ・ 当社は、EJSに対して通知することにより、停止指定を取り消すことができます。なお、当社は、停止指定を取り消した場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

制限超過行使条項

(a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等（取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に定義されます。）の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。

(b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

当社による第16回新株予約権及び第17回新株予約権の前倒し指示

割当予定先は、(i)第16回新株予約権については2026年6月10日又は割当予定先による第15回新株予約権の全ての行使が完了する日の翌取引日のうちいずれか遅い日が到来するまで、(ii)第17回新株予約権については2027年6月10日又は割当予定先による第16回新株予約権の全ての行使が完了する日の翌取引日のうちいずれか遅い日が到来するまで、それぞれ第16回新株予約権及び第17回新株予約権の一部又は全部について行使ができないものとされます。但し、当社は、株価状況や資金需要状況によって、第16回新株予約権及び第17回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、割当予定先に対し、それぞれ第16回新株予約権及び第17回新株予約権の一部又は全部の行使の前倒し指示をすることができます。

当社は、前倒し指示を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である関戸正実は、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株を行っております。

割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、貸主との貸株契約書にて定めております。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

第18回及び第19回新株予約権

決議年月日	2025年11月18日
-------	-------------

新株予約権の数(個)	第18回... 7,830個 [7,400個] 第19回...10,000個 合計 17,830個 [17,400個]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	第18回...普通株式 783,000株 [740,000株] 第19回...普通株式 1,000,000株 合計 普通株式 1,783,000株 [1,740,000株]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき590円 [1株につき453円] 下限行使価額はいずれも296円であります。
新株予約権の行使期間	第18回...自 2025年12月5日 至 2027年12月6日 第19回...自 2025年12月5日 至 2027年12月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,052,739,890円 [788,954,200円] 資本組入額 526,369,945円 [394,477,100円]
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に第2回目の修正がなされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、初回の修正では、行使価額は、2025年11月18日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。第2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。
新株予約権の譲渡に関する事項	割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

当事業年度の末日(2026年3月20日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権については、2025年11月18日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 当新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。なお、行使価額は変動しますが、新株予約権の目的となる株式の数は変動いたしません。
- (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：割当日の1取引日後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月18日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。
修正の頻度：行使価額は、3取引日が経過する毎に一度の頻度で修正されます。
- (3) 行使価額の下限及び新株予約権の目的となる株式の数の上限
行使価額の下限：第18回及び第19回新株予約権のいずれも「下限行使価額」は296円とします。
新株予約権の目的となる株式の数の上限

2,000,000株（2025年11月18日現在の普通株式の発行済株式総数の67.79%）

(4) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者に通知する事により、本新株予約権の一部又は全部を各本新株予約権の発行価額で取得することができる。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

行使価額の修正

(注) 2(2)に記載のとおり。

下限行使価額は、当初296円としますが、下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

停止指定条項

割当予定先は、当社から本新株予約権の行使の停止に関する要請(以下「停止指定」といいます。)があった場合、停止指定期間中、停止指定期間の開始日に残存する本新株予約権の一部又は全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる停止指定を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(停止指定期間)として、本新株予約権の権利行使期間内の任意の期間を指定することができます。
- ・ 停止指定期間は、当社が本件に関するアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券株式会社(以下「EJS」といいます。)に対して停止指定を通知した日の5取引日後から当社が指定する日までとなります。なお、当社は、停止指定を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- ・ 行使停止期間は、本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの期間とします。
- ・ 当社は、EJSに対して通知することにより、停止指定を取り消すことができます。なお、当社は、停止指定を取り消した場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

制限超過行使条項

(a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等(取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に定義されます。)の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

(b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

当社による第19回新株予約権の前倒し指示

割当予定先は、第19回新株予約権については2026年12月5日まで第19回新株予約権の一部又は全部について行使できないことが本割当契約において約定されます。但し、当社は、株価状況や資金需要状況によって、第19回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、割当予定先に対し、第19回新株予約権の一部又は全部の行使の前倒し指示をすることができます。

当社は、前倒し指示を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である関戸正実は、その保有する当社普通株式について、割当先への貸株を行っております。

割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、貸主との貸株契約書にて定めております。

(8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2021年3月21日～ 2021年7月20日 (注)1	9,500	2,028,428	4,196	3,158,541	4,196	180,026
2021年7月20日 (注)2	-	2,028,428	3,104,345	54,196	-	180,026
2021年7月21日～ 2022年3月20日 (注)1	10,500	2,038,928	4,981	59,178	4,981	185,008
2022年3月21日～ 2023年3月20日 (注)1	2,000	2,040,928	812	59,990	812	185,820
2023年3月21日～ 2023年7月20日	-	2,040,928	-	59,990	-	185,820
2023年7月20日 (注)3	-	2,040,928	49,990	10,000	-	185,820
2023年7月21日～ 2024年3月20日	-	2,040,928	-	10,000	-	185,820
2024年3月21日～ 2025年3月20日	-	2,040,928	-	10,000	-	185,820
2025年3月21日～ 2026年3月19日 (注)1	1,126,300	3,167,228	459,316	469,316	459,316	645,137
2026年3月19日 (注)4	-	3,167,228	459,316	10,000	-	645,137

(注)1 . 事後交付型株式による株券の交付による増加であります。

2 . 2021年6月17日開催の定時株主総会において、資本金を3,104,345千円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金3,434,064千円を欠損てん補することを決議しております。

3 . 2023年6月16日開催の定時株主総会において、資本金を49,990千円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えることを決議しております。

4 . 2026年3月19日開催の臨時株主総会において、資本金を459,316千円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えることを決議しております。

5 . 2026年3月21日から2026年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が43,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ9,841千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	13	39	5	18	3,896	3,971	-
所有株式数(単元)	-	-	311	3,546	1,575	150	26,028	31,610	6,228
所有株式数の割合(%)	-	-	0.98	11.22	4.98	0.48	82.34	100	-

(注) 自己株式3,616株は、「個人その他」に36単元及び「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社関戸興産	東京都八王子市散田町3丁目34番3号	300	9.48
関戸 正実	東京都新宿区	198	6.26
BNB PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY 常任代理人 香港上海銀行 東京支店	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	144	4.57
都田 幸男	千葉県習志野市	60	1.92
関戸 薫子	東京都八王子市	51	1.63
セキド従業員持株会	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	40	1.29
セキド役員持株会	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	31	1.00
西村 英子	滋賀県大津市	18	0.56
飛田 康雄	東京都大田区	16	0.51
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	15	0.48
計	-	878	27.75

(注) 前事業年度末において主要株主であった有限会社関戸興産は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年3月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,157,400	31,574	-
単元未満株式	普通株式 6,228	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,167,228	-	-
総株主の議決権	-	31,574	-

【自己株式等】

2026年3月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社セキド	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	3,600	-	3,600	0.11
計	-	3,600	-	3,600	0.11

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	30	23,270
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	3,616	-	3,616	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を会社として取り組むべき重要事項の1つと捉えており、利益還元の方法として積極的かつ安定的な配当を実施していく方針としております。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、また、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって機動的に剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、毎期末に剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度におきまして当期純損失を計上する結果となったことから、誠に遺憾ながら配当につきましては見送らせていただくことといたしました。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、変化の激しい経営環境に対応する迅速な意思決定と経営の健全性の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営における重要課題と認識し、透明性、効率性、実効性を重視した経営に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制は、取締役会、監査役会、経営会議で構成されております。

当社は、迅速な業務執行と経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会に出席し、経営上の意思決定を迅速に執行し、その執行状況を報告する役割を担っております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役の全員が取締役会に出席し、さらに、常勤監査役を中心に経営会議をはじめ重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するほか、内部監査部署である監査室及び会計監査を執行する監査法人と連携をとり、会社全体の業務執行の適法性についてのチェック及び財産の状況調査などを実施しております。

(取締役会)

当社の経営上の最高意思決定機関である取締役会については、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略の意思決定を行うとともに、経営成績の分析、検討、取締役の職務執行状況の報告を行っております。これらの意思決定や報告にあたっては、社外取締役や社外監査役からの有用な助言を得ており、取締役の職務執行の透明性が確保されております。

取締役会の構成員は以下のとおりです。

議長：関戸正実（代表取締役社長）

構成員：弓削英昭（取締役執行役員管理部長）、小手川大助（社外取締役）、田中涉吾（常勤監査役、社外監査役、独立役員）、杉井 孝（社外監査役）、西川徹矢（社外監査役）

(監査役会)

当社は、監査役会設置会社であり、定例監査役会を毎月1回開催しております。また、監査役の全員が取締役会に出席し、さらに、常勤監査役を中心に経営会議をはじめ重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監視するほか、内部監査部署である監査室及び会計監査を執行する監査法人と連携をとり、会社全体の業務執行の適法性についてのチェック及び財産の状況調査などを実施しております。

監査役会の構成員は以下のとおりです。

議長：田中涉吾（常勤監査役、社外監査役、独立役員）

構成員：杉井 孝（社外監査役）、西川徹矢（社外監査役）

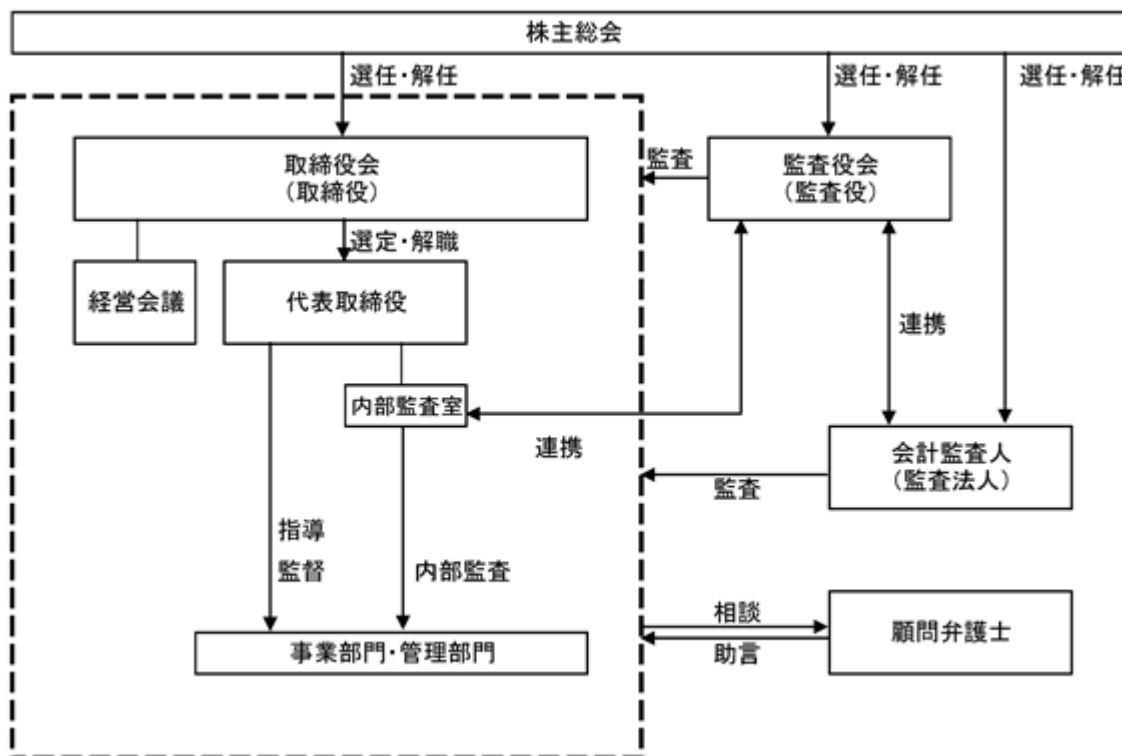
(経営会議)

取締役会の意思決定の迅速化のために、経営会議を必要に応じて開催し、経営課題の検討を行い取締役会の意思決定を補佐する体制を図っております。

取締役会の構成員は以下のとおりです。

議長：関戸正実（代表取締役社長）

構成員：弓削英昭（取締役執行役員管理部長）、田中涉吾（常勤監査役、社外監査役、独立役員）



ロ．当該体制を採用する理由

当社は、コーポレートガバナンスが適正に機能する体制として監査役会設置会社の形態を採用しております。監査役3名の全員が社外監査役であります。これにより経営の適法性、健全性、効率性の確保を目指しております。また、当社は社外取締役を1名選任しております。社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために当社の経営陣から独立した立場で経営に参画しております。このような体制により経営監視機能をより一層向上させ、コーポレートガバナンスの実効性の確保と企業価値向上を目指しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において経営の方針、計画、戦略等が決定され、これに基づく執行役員の業務執行についてより実効性を高めるための内部統制システムの整備、運用を行っております。具体的には、組織管理、予算統制、業務分掌、職務権限等に関する規程の整備、運用を通して迅速かつ的確な業務執行を実践するための内部統制システムを運営しております。

また、業務執行状況については、取締役会等での進捗管理のほか、監査室が内部監査を定期的を実施しており、執行役員及び各部署長は、適宜、監査結果に対する改善計画を策定し実施しております。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務執行に関わるリスクを個別、具体的に認識し、その把握と個々のリスクについて未然に回避する体制及び事故発生時にその損失を最小化するための管理体制を整えます。またリスク管理規程によりリスク管理体制構築及び運用を行い、各部門はそれぞれの部門に関するリスクの管理、運用を実行し、各部門長は、リスクの管理状況を適宜取締役会・監査役会に報告します。

ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループ全体の業務の適正を確保するため、グループ会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については取締役会に報告する体制をとっております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

ホ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役（社外取締役・社外監査役を含む）で

あり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び訴訟費用）が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。

取締役会の活動状況

当事業年度の取締役会は、12回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数（回）	出席回数（回）
関戸 正実	12	12
弓削 英昭	12	12
小手川大助	12	11

取締役会における具体的な活動内容として、各四半期決算の内容検討のほか、株主総会関連事項、年度予算、経営計画の承認、出店計画の承認等の審議を行っております。そのほか、コーポレートガバナンス・コードに関する事項、事業のリスクに関する事項、営業成績の進捗状況等について、適宜報告を受け、議論を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は、定款により9名以内と定められております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議による旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	関戸 正実	1957年 1月 2日生	1993年 2月 当社入社 1993年 5月 当社取締役 1993年 9月 当社常務取締役 1995年 5月 当社取締役 1997年 1月 当社常務取締役 1997年 5月 当社取締役副社長 2000年 2月 当社代表取締役社長 2010年11月 当社取締役 2011年 3月 当社代表取締役会長兼CEO 2011年 7月 当社代表取締役会長兼CEO兼 営業本部長兼ファッション事業 部長兼経営企画室担当 2012年 2月 当社代表取締役社長兼営業本部 長兼ファッション事業部長 2012年 4月 株式会社ストリーム社外取締役 2012年 5月 当社代表取締役社長 2013年 9月 当社代表取締役社長兼営業本部 長 2014年 8月 当社代表取締役社長兼営業本部 長兼ファッション事業部長 2015年 2月 当社代表取締役社長 (現任) 2020年 5月 株式会社リニースタッフ代表取 締役 (現任) 2020年11月 Beauty Silk Road International Co.,Ltd.取締役 (現任) 2021年 1月 株式会社ビューティーシルク ロードグローバル代表取締役 (現任) 2021年10月 MEDIHEAL JAPAN株式会社代表取 締役	(注) 6	198,200
取締役 執行役員管理部長	弓削 英昭	1964年 8月 9日生	1988年 4月 当社入社 2002年10月 当社総務部長 2003年 1月 当社執行役員総務部長 2003年 5月 当社取締役執行役員総務部長 2009年 3月 当社取締役執行役員管理部長 (現任) 20020年 5月株式会社リニースタッフ取締役 (現任) 2021年10月 MEDIHEAL JAPAN株式会社取締役	(注) 6	2,700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小手川 大助	1951年5月3日生	1975年4月 大蔵省（現財務省）入省 1979年6月 スタンフォード大学大学院経営学修士（MBA） 1996年6月 大蔵省証券局業務課長 1998年6月 金融監督庁監督総括課長 2003年7月 財務省大臣官房審議官 2005年7月 同省関東財務局長 2006年7月 同省理財局次長 2007年7月 IMF 日本政府代表理事 2011年2月 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 2011年5月 株式会社バルコ社外取締役 2012年4月 株式会社ストリーム社外監査役 2012年5月 当社社外取締役（現任） 2013年5月 いちごグループホールディングス株式会社社外取締役 2018年4月 株式会社ストリーム社外取締役 2018年5月 あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社取締役 2019年1月 株式会社ツネイシホールディングス社外取締役 2020年4月 大分県立芸術文化短期大学理事長兼学長（現任） 2021年6月 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所アドバイザー（現任）	(注)6	-
常勤監査役	田中 涉吾	1981年7月31日生	2006年4月 株式会社STV入社 2007年10月 グローバル・ブレイン株式会社入社 2008年11月 株式会社シグマクス入社 2010年7月 株式会社RHJインターナショナル・ジャパン入社 2011年12月 株式会社シグマクス入社 2014年11月 香港大学大学院経営学修士（MBA） 2015年2月 PwCアドバイザー入社 2017年2月 ラクサス・テクノロジーズ株式会社 執行役員CFO 2018年8月 リカバリーキャピタル株式会社（現ハルシオングループ株式会社）代表取締役（現任） 2019年6月 当社社外監査役（現任） 2020年5月 株式会社リニアスタッフ監査役（現任） 2021年10月 MEDIHEAL JAPAN株式会社監査役	(注)7	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	杉井 孝	1947年1月14日生	1969年7月 大蔵省（現財務省）入省 1984年7月 東京国税局間税部長 1996年7月 大臣官房審議官銀行局担当 2000年10月 弁護士登録 杉井法律事務所所長 2002年10月 弁護士法人杉井法律事務所社員 （現任） 2006年2月 株式会社サーラコーポレーション社外監査役 2010年4月 当社法律顧問 2010年5月 当社社外監査役（現任） 2020年2月 株式会社サーラコーポレーション社外取締役（監査等委員） 2023年6月 株式会社アドバネクス社外取締役 （現任）	(注) 7	4,600
監査役	西川 徹矢	1947年6月1日生	1972年4月 警察庁入庁 1989年8月 警視庁刑事部捜査第二課長 1993年4月 和歌山県警察本部長 1998年3月 新潟県警察本部長 2007年1月 防衛省大臣官房長 2007年12月 明治安田生命相互保険会社顧問 2009年8月 内閣官房副長官補 2011年11月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問 2012年1月 弁護士登録（第一東京弁護士会）笠原総合法律事務所入所 （現任） 2013年5月 当社社外監査役（現任） 2013年6月 株式会社ラック社外取締役 2016年6月 清水建設株式会社社外監査役 2012年1月 株式会社太平エンジニアリング社外監査役（現任） 2022年10月 一般財団法人日本宇宙安全保障研究所監事（現任） 2020年6月 公益財団法人講道館理事（現任）	(注) 8	2,500
計					209,500

- (注) 1. 単元未満株式数については切り捨てて表示しております。
2. 取締役小手川大助氏は、社外取締役であります。
3. 監査役田中涉吾氏、杉井 孝氏及び西川徹矢氏は、社外監査役であります。
4. 当社では、迅速な意思決定と経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、取締役1名及び経理部長関戸弘志、経営企画室長兼店舗運営事業部長代行兼開発部長若林 満並びにコスメティック事業部長野村俊祐であります。

5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
廣渡 鉄	1958年11月28日生	1992年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 上野隆司法律事務所入所 1999年4月 廣渡法律事務所代表(現任) 2006年6月 栗林商船株式会社社外監査役(現任) 2022年6月 当社補欠監査役(現任)	-

6. 2026年6月18日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
7. 2025年6月18日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
8. 2023年6月16日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

提出日現在、当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。当社と社外取締役、社外監査役との間には、一部当社株式の所有(2)「役員の状況」(役員一覧に記載)を除き、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役小手川大助氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、大蔵省時代から現在に至るまでの豊富な経験から、国際金融に深い見識を持ち、当社経営の監督及び当社の経営推進について貢献していただけるものと判断して社外取締役に選任しております。

常勤監査役の田中涉吾氏は、企業経営に参与した豊富な経験や実績、幅広い知識と専門的知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して社外監査役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出済みであります。

社外監査役杉井 孝氏は、直接企業経営に参与した経験はありませんが、弁護士としてコンプライアンス等において専門的かつ客観的な立場で監査を遂行することができると判断して社外監査役に選任しております。

また、社外監査役の西川徹矢氏は、直接企業経営に参与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断して社外監査役に選任しております。

なお、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針については、東京証券取引所の定める独立役員要件を基本とし、より独立性が高く、一般株主と利益相反のない当社独自の基準の策定を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役3名がそれぞれ独立した立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行えるよう、監査室、会計監査人との緊密な連携が保てる体制が整備されております。監査の実施にあたっては、年間の監査計画に基づき、常勤監査役が中心となり、監査室と協働して進めております。また、会計監査については、会計監査人と情報交換を行い、相互に連携して適正な監査を実施しております。

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と監査室、会計監査人並びに内部統制部門との連携が適正かつ実効的に機能するためにその独立性を確保するよう配慮しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役は3名(うち常勤1名)で構成され、取締役、従業員、会計監査人と定期又は不定期に、協議意見交換を行っております。また監査役が監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるよう体制が整備されております。監査役は、取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報についての文書又は電磁的媒体の記録、文書等の閲覧を求めることができ、必要に応じて弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境及び監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる体制となっております。

当事業年度において当社は監査役会を10回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役(社外)	田中 涉吾	9回	9回
非常勤監査役(社外)	杉井 孝	9回	8回
非常勤監査役(社外)	西川 徹矢	9回	8回

監査役会における具体的な検討内容は、監査方針、事業報告及び附属明細書の適法性、取締役の職務執行の妥当性、内部統制システムの整備、運用状況、会計監査人の評価と再任同意、会計監査人との年度監査計画の討議、監査法人の監査報酬に対する同意、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、常勤監査役による月次活動報告に基づく情報共有等であります。

また、常勤監査役の活動として、取締役会や経営会議などの重要会議への参加、重要な契約書類等の閲覧、業務執行部門への聴取等を通じて会社状況を把握することで経営の健全性を監査し、社外監査役への情報提供を行っております。

内部監査の状況

内部監査は内部監査室が実施しており、業務監査及び財務報告に係る内部統制監査を実施しております。

業務監査は会社の業務活動が法令・定款・社内規程・各種マニュアル等に基づいた業務処理の遵守状況を定期的に監査するとともに、内部通報システムが有効に機能しているかを確認し、実行状況を監視します。

内部監査の結果判明した問題点は被監査部門長が内部監査室からの指摘事項に対する改善案を報告しております。

財務報告に係る内部統制監査は財務報告の信頼性を確保するための監査であり、内部統制上の不備や欠陥に繋がる重要な情報を入手した場合は、取締役会に報告され、協議が行われます。協議の結果は社長に報告され、必要に応じて社長は関係部署に改善・是正を指示するとともに、内部監査室が是正したことを確認する体制になっております。

監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができます。

内部監査室の従業員の任命、人事異動、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ます。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係につきましては、内部監査室長は、監査役に内部監査や内部統制評価の結果を定期的に報告し、監査役から助言を受ける等、相互に連携を図っております。

また、内部監査室長及び監査役は、会計監査人と定期的に報告会を実施し、会計監査人からは監査計画や監査の実施状況、監査結果の報告を受け、意見交換を行う等、相互の報告を通じて緊密に連携を図っております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称 監査法人Bloom
- b. 継続監査期間
1年間
- c. 業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 中塚 亨
指定社員 業務執行社員 大辻 隼人
- d. 会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名 その他 2名
- e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表しているガイドラインに基づき当社の基準を定め、会計監査人の「品質管理体制」「監査実施体制」「監査指摘事項の適切性」等を勘案し評価しております。また、定期的に報告会を実施し、意見交換を行い独立性と専門性の有無を確認しております。その結果、監査法人Bloomの会計監査は適正に行われていると評価しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

- 第63期 K D A 監査法人
- 第64期 監査法人Bloom

なお、臨時報告書に記載した内容は次のとおりであります。

(1) 異動に関する監査公認会計士等の名称

- 選任する監査公認会計士等の名称 監査法人Bloom
- 退任する監査公認会計士等の名称 KDA監査法人

(2) 異動の年月日

2025年6月18日（第63期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2007年7月14日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動にいたった理由及び経緯

当社の会計監査人であるKDA監査法人が、2025年6月18日開催予定の第63期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。更新を行わない理由は、クライアント数を絞りより監査の品質を上げていきたいとの意向がございました。当社の事業規模や事業内容に適した監査対応を検討した結果、新たに監査法人Bloomを会計監査人として選任するものであります。

会計監査人の候補を選任するに際し、品質管理体制、独立性、専門性、監査体制を総合的に勘案いたしました結果、監査法人Bloomはパートナー全員がデロイトトーマツ出身者であり、監査責任者経験や品質管理部門経験及び海外事務所経験等を有するメンバーによる高い水準での監査業務執行体制、人的リソースがあり、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を整えており、会計監査人として適任であると判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

- 退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
- 監査役会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
13,500	-	29,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士より提示される監査計画の内容に基づき、必要監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、過年度の会計監査の職務執行状況と報酬の推移、監査計画の内容と報酬見積りの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等として妥当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

・基本方針

当社の取締役の報酬は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

・基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数、貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長関戸正実はその具体的内容の決定について委任するものとします。権限を委任する理由は、各取締役及び担当部門の業績に関する評価を全体的に行うことについて、代表取締役社長が最も適していると判断したことによります。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業、担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の助言に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、当社役員の報酬等に関する株主総会決議内容は以下のとおりであります。

・取締役の報酬額(使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)

年 額：180,000千円以内(定款上の員数 取締役9名以内)

決議日：1989年5月18日

・監査役の報酬額

年 額：30,000千円以内(定款上の員数 監査役3名以上)

決議日：1994年5月16日

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	43,823	43,823	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	18,000	18,000	-	-	4

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式は、専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有する投資株式であり、純投資目的以外の目的である投資株式は、取引先企業等との安定的、長期的な取引関係の維持、強化や当社の中長期的な企業価値向上に資することを目的に保有する投資株式と考えております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は、取引先企業等との安定的、長期的な取引関係の維持、強化や当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合にのみ、取締役会の判断により投資株式の保有を行っております。保有する投資株式については、個々の銘柄について、その保有目的と経済合理性の分析に基づき、取締役会において継続保有の適否を検証することを方針としております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	5	163,673

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

投資特定株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	28,100	28,100	取引関係の維持、強化を目的に保有 しております。(注)	無
	75,476	59,164		
(株)みずほフィナンシャルグループ	11,686	11,686	取引関係の維持、強化を目的に保有 しております。(注)	無
	71,868	50,682		
(株)ストリーム	114,000	114,000	取引関係の維持、強化を目的に保有 しております。(注)	無
	12,084	11,514		
(株)東和銀行	3,189	3,189	取引関係の維持、強化を目的に保有 しております。(注)	無
	3,364	2,091		
(株)横浜フィナンシャルグループ	635	635	取引関係の維持、強化を目的に保有 しております。(注)	無
	879	635		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。個々の取引状況と保有することによる経済合理性を検証し、継続保有することとしております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年3月21日から2026年3月20日まで）の財務諸表について、監査法人Bloomにより監査を受けております。

なお、当社の監査法人は、次のとおり交代しております。

第63期事業年度	K D A 監査法人
第64期事業年度	監査法人Bloom

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年10月大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.7%
売上高基準	0.1%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.0%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の入手とその理解に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	504,166	2,101,991
売掛金	1,515,151	1,240,514
商品	2,274,581	2,193,773
前渡金	40,592	11,776
前払費用	16,314	21,784
未収入金	8,933	6,489
預け金	129,168	121,445
その他	78,859	56,107
貸倒引当金	15,798	2,538
流動資産合計	3,551,968	3,410,344
固定資産		
有形固定資産		
建物	657,762	492,609
減価償却累計額	461,980	477,560
建物(純額)	195,781	15,048
構築物	54,774	54,774
減価償却累計額	54,774	54,774
構築物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	248,197	226,186
減価償却累計額	185,120	213,659
工具、器具及び備品(純額)	63,077	12,527
土地	2,429,273	2,429,273
リース資産	30,243	28,391
減価償却累計額	27,465	28,391
リース資産(純額)	2,778	-
有形固定資産合計	690,909	456,848
無形固定資産		
ソフトウェア	14,486	-
無形固定資産合計	14,486	-
投資その他の資産		
投資有価証券	2,124,088	2,163,673
関係会社株式	15,000	15,000
出資金	140	140
長期前払費用	22,215	823
差入保証金	2,350,766	2,342,213
投資その他の資産合計	512,211	521,849
固定資産合計	1,217,607	978,698
資産合計	4,769,575	4,389,043

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	3 7,574	3 4,637
買掛金	481,892	471,846
短期借入金	2 2,390,637	2 2,453,300
1年内償還予定の社債	70,000	70,000
1年内返済予定の長期借入金	2 133,228	2 116,568
リース債務	2,797	2,369
未払金	198,679	242,523
未払費用	37,104	38,921
未払法人税等	19,300	18,420
契約負債	15,957	25,436
預り金	223,297	23,303
前受収益	1,151	1,151
資産除去債務	-	38,812
株主優待引当金	-	64,538
店舗閉鎖損失引当金	-	26,821
その他	2,899	34,067
流動負債合計	3,584,519	3,632,719
固定負債		
社債	185,000	115,000
長期借入金	2 321,103	2 204,535
リース債務	3,892	1,608
繰延税金負債	20,295	15,864
退職給付引当金	90,116	79,681
役員退職慰労引当金	109,800	109,800
資産除去債務	139,152	119,897
長期未払金	52,309	34,821
長期預り保証金	29,980	29,980
固定負債合計	951,649	711,189
負債合計	4,536,169	4,343,908
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	185,820	645,137
その他資本剰余金	318,557	777,874
資本剰余金合計	504,378	1,423,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	349,284	1,490,439
利益剰余金合計	349,284	1,490,439
自己株式	5,060	5,083
株主資本合計	160,033	62,511
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70,334	103,841
評価・換算差額等合計	70,334	103,841
新株予約権	3,037	3,804
純資産合計	233,406	45,134
負債純資産合計	4,769,575	4,389,043

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
売上高	1 7,494,389	1 5,758,136
売上原価		
商品期首棚卸高	2,287,996	2,274,581
当期商品仕入高	5,316,170	4,092,698
合計	7,604,166	6,367,280
他勘定振替高	2 92,503	2 100,594
商品期末棚卸高	2,274,581	1,935,773
商品売上原価	3 5,237,082	3 4,330,912
不動産賃貸原価	4,594	4,522
売上原価	5,241,676	4,335,435
売上総利益	2,252,712	1,422,701
販売費及び一般管理費	4 2,529,496	4 2,130,558
営業損失()	276,784	707,857
営業外収益		
受取利息	485	1,120
受取配当金	3,152	4,279
助成金収入	6,060	-
その他	4,592	5,109
営業外収益合計	14,291	10,509
営業外費用		
支払利息	51,463	57,196
社債利息	1,113	1,692
社債発行費	5,175	-
新株予約権発行費	-	28,751
為替差損	5,147	-
その他	3,979	9,716
営業外費用合計	66,878	97,357
経常損失()	329,370	794,705
特別利益		
関係会社清算益	135,638	-
特別利益合計	135,638	-
特別損失		
訴訟関連損失	19,824	-
減損損失	5 276,069	5 312,330
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	26,821
特別損失合計	295,893	339,152
税引前当期純損失()	489,626	1,133,858
法人税、住民税及び事業税	20,990	17,806
法人税等調整額	34,760	10,509
法人税等合計	55,750	7,297
当期純損失()	545,377	1,141,155

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金合 計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	繰越利益剰余 金			
当期首残高	10,000	185,820	318,557	504,378	226,653	226,653	5,046	735,985	
当期変動額									
剰余金の配当					30,560	30,560		30,560	
当期純損失（ ）					545,377	545,377		545,377	
自己株式の取得							13	13	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	575,938	575,938	13	575,951	
当期末残高	10,000	185,820	318,557	504,378	349,284	349,284	5,060	160,033	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	44,450	44,450	5,804	786,240
当期変動額				
剰余金の配当				30,560
当期純損失（ ）				545,377
自己株式の取得				13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25,884	25,884	2,766	23,117
当期変動額合計	25,884	25,884	2,766	552,834
当期末残高	70,334	70,334	3,037	233,406

当事業年度（自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000	185,820	318,557	504,378	349,284	349,284	5,060	160,033
当期変動額								
当期純損失（ ）					1,141,155	1,141,155		1,141,155
新株予約権の発行								
新株予約権の行使	459,316	459,316		459,316				918,633
資本金から剰余金への振替	459,316		459,316	459,316				-
自己株式の取得							23	23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	459,316	459,316	918,633	1,141,155	1,141,155	23	222,544
当期末残高	10,000	645,137	777,874	1,423,012	1,490,439	1,490,439	5,083	62,511

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	70,334	70,334	3,037	233,406
当期変動額				
当期純損失（ ）				1,141,155
新株予約権の発行			1,649	1,649
新株予約権の行使			882	917,751
資本金から剰余金への振替				-
自己株式の取得				23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33,506	33,506		33,506
当期変動額合計	33,506	33,506	766	188,271
当期末残高	103,841	103,841	3,804	45,134

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	489,626	1,133,858
減価償却費	78,606	57,031
減損損失	276,069	312,330
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	-	26,821
株主優待引当金の増減額(は減少)	-	64,538
助成金収入	6,060	-
新株発行費	-	28,751
関係会社清算損益(は益)	135,638	-
訴訟関連損失	19,824	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,509	10,434
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,644	13,260
受取利息及び受取配当金	3,638	5,400
支払利息及び社債利息	52,576	58,888
売上債権の増減額(は増加)	525,931	284,115
棚卸資産の増減額(は増加)	13,415	338,807
預け金の増減額(は増加)	4,731	7,723
仕入債務の増減額(は減少)	465,130	15,833
未払金の増減額(は減少)	105,716	15,651
その他	215,625	128,512
小計	24,183	80,970
利息及び配当金の受取額	3,600	5,570
利息の支払額	52,467	61,020
訴訟関連損失の支払額	19,824	-
助成金の受取額	4,741	-
法人税等の支払額	19,290	18,686
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,424	155,108
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	-	329,000
有形固定資産の取得による支出	217,344	55,500
無形固定資産の取得による支出	5,719	2,980
差入保証金の差入による支出	25,030	5,602
差入保証金の回収による収入	1,285	14,155
長期前払費用の取得による支出	23,764	1,359
資産除去債務の履行による支出	19,296	2,226
関係会社の清算による収入	145,638	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	144,232	382,512
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	154,134	62,663
長期借入れによる収入	283,190	-
長期借入金の返済による支出	127,605	133,228
社債の発行による収入	150,000	-
社債の償還による支出	55,000	70,000
リース債務の返済による支出	4,479	2,710
割賦債務の返済による支出	20,576	22,916
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	888,999
配当金の支払額	30,387	1,047
その他	2,780	1,625
財務活動によるキャッシュ・フロー	346,494	723,385
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	60
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	94,841	185,824
現金及び現金同等物の期首残高	409,324	504,166
現金及び現金同等物の期末残高	1,504,166	1,689,991

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度での美容事業の主力ブランド終了による売上高の減少が当事業年度も続き、2期連続の営業損失、経常損失、当期純損失並びに営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。また、一部の取引先金融機関と締結する「譲渡担保権設定契約書」に係る財務制限条項に抵触しております。以上の状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために下記のとおり対応しております。

(1) 事業基盤の強化

当社は、主力事業である美容事業において、韓国コスメブランドの輸入総代理店を担うことで、ここまで順調に業績を伸ばしてまいりました。しかし、輸入総代理店契約条件や契約の解除等のリスクもあるため、複数のブランド、ジャンルの商品に取り組んでゆくことも必要です。現在は、昨年から取り組んで手応えのあった新たな商材である美顔器などのデバイス分野と自社ブランドコスメを営業力強化の二つの軸としてまいります。

ファッション事業（店舗運営事業）においては、ファッションブランド商品の『GINZA LoveLove』とコスメの『&choa!』による店舗戦略の最適化を図ってまいります。

(2) 財務基盤の安定化

当事業年度において、第15回乃至第17回新株予約権を6月に、また、第18回及び第19回新株予約権を12月に発行し、9億円超の調達を行ったことで、厳しい業績の中でも最低限の資金と純資産を維持しております。

今後、第18回及び第19回新株予約権の行使による資金調達を活用し、上記の営業力強化施策を確実に推進し、財務の安定化を図ってまいります。

但し、資金調達の状況は、新株予約権の行使の有無・行使時期や株価の影響を受けることになります。

また、金融機関との融資の状況において、一部の取引先金融機関と締結する「譲渡担保権設定契約書」に係る財務制限条項に抵触しております。当該条項に関しては、抵触した場合に合理的と認められる是正措置の要請に対応することで、ただちには期限の利益の喪失にはあたらないとされており、是正措置の説明をすることにより、上記を前提にお取引先金融機関に、ご理解と引き続きご支援をいただける旨を確認しております。

以上のとおり、現在、当社は事業基盤の強化に向けた様々な施策と財務基盤の安定化のための施策を行うことで業績の改善と安定した資金の確保を図る途上にあります。事業基盤の強化施策及び財務基盤の安定化の実現可能性は、特に新規商材については、当社を取り巻く経済環境をはじめ、様々な要因による影響を受けることとなります。また、市場からの資金調達は需給関係やタイミングの点で必ずしも目指していた結果が得られるとは限らないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、重要な疑義の影響は財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

単品管理商品...個別法

それ以外 ...移動平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)...定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~17年

工具、器具及び備品 5~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)...

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法

(3) リース資産...

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されることにより発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 店舗閉鎖損失引当金

当事業年度に確定した店舗の閉鎖に伴う損失に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) ファッション事業

ファッション事業においては、主に輸入ブランドファッション商品、韓国コスメ等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に顧客から受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) 美容事業

美容事業においては、主に韓国コスメ商品の卸売と公式インターネットサイトでの販売を行っております。卸売については商品売買基本契約に基づき継続取引を行っており、顧客の検収により当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、出荷から検収までの期間が通常の間であることから、商品を出荷した時点で収益を認識しております。また、公式インターネットサイトでの販売については、商品の納品時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、出荷から納品までの期間が通常の間であることから、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65 - 2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。これによる前事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

(1) 商品の評価

1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	2,274,581	1,935,773
商品評価損	70,741	101,397

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、商品については個別原価法及び移動平均原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品の保有状況から、滞留が生じている商品については滞留期間に基づいた評価方針に従って簿価切下げを行うほか、個々の商品の販売見込等に基づいて簿価切下げを行っております。

会計上の見積りにより当事業年度の財務諸表に計上した「商品」は販売可能性があると判断しておりますが、過去の販売実績に基づく販売見込みや将来の需要予測といった仮定に基づく見積りが含まれているため、将来の経営環境の変動による影響を受ける可能性があります。

(2) 固定資産の減損

1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	690,909	456,848
無形固定資産	14,486	-
減損損失	276,069	312,330

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、固定資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、差額を減損損失として処理する方法を採用しております。継続的な営業赤字や回収可能価額を著しく低下させる使用方法の変化等により減損の兆候があると認められる場合には、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失認識の要否を判定する方法を採用しております。減損損失認識の要否の判定には、今後の事業計画に基づく見積りキャッシュ・フロー等の仮定を用いております。

なお、当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、翌事業年度以降の事業計画に基づいているため、将来の経営環境の変化等により事業計画に用いた仮定の見直しが必要になった際は、将来キャッシュ・フローの見直しも必要になり、重要な影響が生じた場合、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2029年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
売掛金	515,151千円	240,514千円

2 担保資産及び担保付債務

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
定期預金	- 千円	100,000千円
商品	1,293,300	1,293,300
土地	429,273	429,273
投資有価証券	107,157	143,862
差入保証金	75,000	75,000
計	1,904,730	2,041,435

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
短期借入金	1,681,888千円	1,743,491千円
1年内返済予定の長期借入金	40,572	40,572
長期借入金	125,422	84,850
計	1,847,882	1,868,913

(注) 財務制限条項について

金融機関との融資の状況において、一部の取引先金融機関と締結する「譲渡担保権設定契約書」に基づく借入金550百万円は財務制限条項に抵触しております。当該条項に関しては、抵触した場合に合理的と認められる是正措置の要請に対応することで、ただちには期限の利益の喪失にはあたらないとされており、是正措置の説明をすることにより、上記を前提にお取引先金融機関に、ご理解と引き続きご支援をいただける旨を確認しております。

なお、財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

- (1) 各決算期末時点での貸借対照表上の純資産の金額を296百万円以上に維持する。
- (2) 各決算期末時点での貸借対照表及び資産表上棚卸資産残高を当該決算期の平均月間売上高で除した棚卸資産の回転月数を5.0か月以内に維持する。

3 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
支払手形	766千円	1,520千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 他勘定振替高の主なものは次のとおりであります。

前事業年度（自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）
広告宣伝費及び消耗品費等への振替額であります。

当事業年度（自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）
広告宣伝費及び消耗品費等への振替額であります。

3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
45,411千円	30,656千円

4 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36%、当事業年度25%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度64%、当事業年度75%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
減価償却費	78,606千円	57,031千円
給料及び手当	539,409	516,530
退職給付費用	8,007	4,937
荷造及び発送費	382,490	156,565
販売手数料	359,243	134,587
地代家賃	395,771	387,017
貸倒引当金繰入額	2,644	1,293

5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前事業年度（自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の内訳

用途	場所	種類	店舗数	減損損失（千円）
店舗等	東京都	建物・ソフトウェア等	1	26,785
店舗等	埼玉県	建物等	4	72,854
店舗	愛知県	建物等	2	21,741
店舗	茨城県	建物等	1	18,508
店舗	神奈川県	建物等	1	16,813
店舗	岐阜県	建物等	1	12,115
店舗	京都府	建物等	1	19,877
店舗	千葉県	建物等	2	30,065
店舗	栃木県	建物等	1	14,759
店舗	福島県	建物等	1	25,783
店舗	三重県	建物等	1	16,764
合計			16	276,069

減損損失の主な種類別の内訳（千円）

建物（資産除去債務計上分を含む。）	189,391
構築物	1,605
工具、器具及び備品	63,074
リース資産（有形）	4,928
ソフトウェア	6,907
投資その他の資産その他（長期前払費用）	10,162

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループについて、減損の兆候を検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、主として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である店舗単位としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度（自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要及び減損損失の内訳

用途	場所	種類	店舗数	減損損失（千円）
本社	東京都	建物・ソフトウェア等	-	42,646
店舗	岐阜県	建物等	3	93,402
店舗	埼玉県	建物等	4	63,987
店舗	神奈川県	建物等	2	43,649
店舗	群馬県	建物等	2	31,791
店舗	三重県	建物等	1	28,701
店舗	静岡県	建物等	1	4,207
店舗	愛知県	建物等	1	3,624
店舗	千葉県	建物等	1	318
合計			15	312,330

減損損失の主な種類別の内訳（千円）

建物（資産除去債務計上分を含む。）	220,902
工具、器具及び備品	61,608
リース資産（有形）	1,852
ソフトウェア	10,192
投資その他の資産その他（長期前払費用）	17,774

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループについて、減損の兆候を検討し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、主として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である店舗単位としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,040,928	-	-	2,040,928
合計	2,040,928	-	-	2,040,928
自己株式				
普通株式	3,566	20	-	3,586
合計	3,566	20	-	3,586

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	2020年新株予約権	普通株式	2,361,000	-	2,105,000	256,000	1,512
	2021年新株予約権	普通株式	194,500	-	-	194,500	1,522
	2022年新株予約権	普通株式	106,500	-	-	106,500	1
	2023年新株予約権	普通株式	138,000	-	-	138,000	1
合計		-	2,800,000	-	2,105,000	695,000	3,037

(注) 2020年新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の取得及び消却によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月23日取締役会	普通株式	30,560	15	2024年3月20日	2024年6月19日

(注) 2024年5月23日取締役会決議による1株当たり配当額には、特別配当5円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	2,040,928	1,126,300	-	3,167,228
合計	2,040,928	1,126,300	-	3,167,228
自己株式				
普通株式（注）2.	3,586	30	-	3,616
合計	3,586	30	-	3,616

（注）1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,126,300株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加30株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	2020年新株予約権	普通株式	256,000	-	500	255,500	1,510
	2021年新株予約権	普通株式	194,500	-	-	194,500	1,522
	2022年新株予約権	普通株式	106,500	-	-	106,500	1
	2023年新株予約権	普通株式	69,500	-	8,400	61,100	0
	2024年新株予約権	普通株式	68,500	-	400	68,100	0
	2025年新株予約権	普通株式	-	2,900,000	1,117,000	1,783,000	769
合計	-	-	695,000	2,900,000	1,126,300	2,468,700	3,804

（注） 2025年新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。2020年、2023年、2024年及び2025年新株予約権の当事業年度減少は新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
現金及び預金勘定	504,166千円	1,018,991千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	329,000
現金及び現金同等物	504,166	689,991

2. 重要な非資金取引の内容

(1) 割賦取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
割賦取引に係る資産及び債務の額	27,338千円	5,550千円

(2) 重要な資産除去債務の計上額

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
重要な資産除去債務の計上額	21,790千円	30,061千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、営業店舗等の空調機器及び什器(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達は、設備投資計画等に照らして、主に社債及び銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び預け金は、顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収金やテナントとして入居する店舗での売上金の預け金であります。一部、法人等を相手先とする売掛金については当該法人等の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の関係により保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、返済日は決算日後、最長3年9か月後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程等に従い、営業債権、差入保証金について、各管理部署が主要な相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る等の方法により、信用リスクを管理しております。

(ロ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体(取引先企業)等の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直す等の方法により、市場価格の変動リスクを管理しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、営業債務等について、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により、流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	124,088	124,088	-
(2) 差入保証金	350,766	333,922	16,844
資産計	474,855	458,011	16,844
(1) 社債	185,000	177,501	7,498
(2) 長期借入金	321,103	244,743	76,359
(3) リース債務(固定負債)	3,892	3,696	196
(4) 長期未払金	52,309	50,529	1,779
(5) 長期預り保証金	29,980	22,395	7,584
負債計	592,284	498,866	93,418

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」、「1年内償還予定の社債」、「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「リース債務(流動負債)」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	15,000

当事業年度（2026年3月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	163,673	163,673	-
(2) 差入保証金	342,213	322,328	19,884
資産計	505,886	486,002	19,884
(1) 社債	115,000	110,593	4,406
(2) 長期借入金	204,535	168,485	36,049
(3) リース債務(固定負債)	1,608	1,663	55
(4) 長期未払金	34,821	33,460	1,361
(5) 長期預り保証金	29,980	19,826	10,153
負債計	385,945	334,029	51,915

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」、「1年内償還予定の社債」、「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「リース債務(流動負債)」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	15,000

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2025年3月20日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	504,166	-	-	-
売掛金	515,151	-	-	-
預け金	129,168	-	-	-
差入保証金	158,431	92,034	64,474	35,825
合計	1,306,917	92,034	64,474	35,825

当事業年度(2026年3月20日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,018,991	-	-	-
売掛金	240,514	-	-	-
預け金	121,445	-	-	-
差入保証金	132,097	167,082	9,362	33,670
合計	1,513,048	167,082	9,362	33,670

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2025年3月20日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,390,637	-	-	-	-	-
社債	70,000	70,000	70,000	30,000	15,000	-
長期借入金	133,228	116,568	106,589	75,272	22,674	-
リース債務	2,797	2,372	1,520	-	-	-
長期未払金	23,223	21,881	16,011	13,028	1,388	-
長期預り保証金	-	-	-	-	-	29,980
合計	2,619,885	210,821	194,120	118,300	39,062	29,980

当事業年度（2026年3月20日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,453,300	-	-	-	-	-
社債	70,000	70,000	30,000	15,000	-	-
長期借入金	116,568	106,589	75,272	22,674	-	-
リース債務	2,369	1,517	91	-	-	-
長期未払金	22,575	17,458	14,153	2,549	659	-
長期預り保証金	-	-	-	-	-	29,980
合計	2,664,816	195,565	119,516	40,223	659	29,980

(注) 3 . 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月20日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	124,088	-	-	124,088
資産計	124,088	-	-	124,088

当事業年度（2026年3月20日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	163,673	-	-	163,673
資産計	163,673	-	-	163,673

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度(2025年3月20日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	333,922	-	333,922
資産計	-	333,922	-	333,922
社債	-	177,501	-	177,501
長期借入金	-	244,743	-	244,743
リース債務(固定負債)	-	3,696	-	3,696
長期未払金	-	50,529	-	50,529
長期預り保証金	-	22,395	-	22,395
負債計	-	498,866	-	498,866

当事業年度(2026年3月20日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	322,328	-	322,328
資産計	-	322,328	-	322,328
社債	-	110,593	-	110,593
長期借入金	-	168,485	-	168,485
リース債務(固定負債)	-	1,663	-	1,663
長期未払金	-	33,460	-	33,460
長期預り保証金	-	19,826	-	19,826
負債計	-	334,029	-	334,029

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金及び長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務(固定)及び長期未払金

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
子会社株式	15,000	15,000

2. その他有価証券

前事業年度(2025年3月20日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	124,088	45,010	79,078
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	124,088	45,010	79,078
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		124,088	45,010	79,078

当事業年度(2026年3月20日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	163,673	45,010	118,663
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	163,673	45,010	118,663
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		163,673	45,010	118,663

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)

該当事項はありません。

4．保有目的を変更した有価証券

前事業年度（自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）

該当事項はありません。

5．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度の60%相当額について確定拠出型年金制度を採用し、残額については確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
退職給付債務の期首残高	81,843千円	72,476千円
勤務費用	4,560	3,739
利息費用	810	1,181
数理計算上の差異の発生額	9,779	4,479
退職給付の支払額	4,958	11,055
退職給付債務の期末残高	72,476	61,862

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
非積立型制度の退職給付債務	72,476千円	61,862千円
未積立退職給付債務	72,476	61,862
未認識数理計算上の差異	21,231	20,384
未認識過去勤務費用	3,591	2,565
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,116	79,681
退職給付引当金	90,116	79,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	90,116	79,681

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
勤務費用	4,560千円	3,739千円
利息費用	810	1,181
数理計算上の差異の費用処理額	3,947	5,325
過去勤務費用の費用処理額	1,026	1,026
確定給付制度に係る退職給付費用	2,448	620

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
割引率	1.63%	2.39%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度5,559千円、当事業年度4,317千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月20日)	当事業年度 (2026年3月20日)
繰延税金資産		
商品評価損	24,469千円	35,925千円
株主優待引当金	-	22,865
有価証券評価損	36,858	37,753
退職給付引当金	31,171	28,231
役員退職慰労引当金	37,979	38,902
税務上の繰越欠損金(注)2	897,725	836,594
減損損失	377,253	409,381
資産除去債務	48,132	56,230
貸倒引当金	78,659	80,111
その他	2,197	15,685
繰延税金資産小計	1,534,447	1,561,682
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	897,725	836,594
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	636,722	725,087
評価性引当額(注)1	1,534,447	1,561,682
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	8,743	14,821
資産除去債務に対応する除去費用	11,552	1,042
繰延税金負債合計	20,295	15,864
繰延税金資産及び繰延税金負債の純額	20,295	15,864

(注)1. 評価性引当額の増加は、主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加及び減損損失に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年3月20日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	357,666	155,904	88,552	-	89,414	206,187	897,725
評価性引当額	357,666	155,904	88,552	-	89,414	206,187	897,725
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2026年3月20日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	159,690	90,703	-	91,585	50,232	444,383	836,594
評価性引当額	159,690	90,703	-	91,585	50,232	444,383	836,594
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2025年3月20日）

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2026年3月20日）

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算することとなります。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を見積り、使用見込期間に対応した割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
期首残高	124,566千円	139,152千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	21,790	30,061
時の経過による調整額	1,512	1,643
資産除去債務の履行等による減少額	8,716	12,147
期末残高	139,152	158,709

（賃貸等不動産関係）

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地・建物を有しております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は30,805千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は30,725千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
貸借対照表計上額		
期首残高	429,273	429,273
期中増減額	-	-
期末残高	429,273	429,273
期末時価	488,293	512,600

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	ファッション	美容	賃貸部門	外商部門	
貴金属	481,639	-	-	-	481,639
時計	749,129	-	-	-	749,129
バッグ・雑貨	1,951,035	-	-	-	1,951,035
美容	940,204	3,156,011	-	-	4,096,215
その他	-	-	-	180,968	180,968
顧客との契約から生じる収益	4,122,009	3,156,011	-	180,968	7,458,989
その他の収益	-	-	35,400	-	35,400
外部顧客への売上高	4,122,009	3,156,011	35,400	180,968	7,494,389

当事業年度(自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	ファッション	美容	賃貸部門	外商部門	
貴金属	547,713	-	-	-	547,713
時計	626,672	-	-	-	626,672
バッグ・雑貨	1,777,776	-	-	-	1,777,776
美容	975,527	1,599,480	-	-	2,575,007
その他	-	-	-	195,565	195,565
顧客との契約から生じる収益	3,927,690	1,599,480	-	195,565	5,722,736
その他の収益	-	-	35,400	-	35,400
外部顧客への売上高	3,927,690	1,599,480	35,400	195,565	5,758,136

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)7.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,047,421	515,151
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	515,151	240,514
契約負債（期首残高）	22,296	15,957
契約負債（期末残高）	15,957	25,436

契約負債は、主に商品の納品前に顧客から受け取った前受金のほか、当社が運営するポイント制度にかかる顧客に付与したポイントであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は15,957千円であります。

契約負債の増減は、前受金の受け取りおよびポイント付与による増加と収益認識による減少であります。

残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	15,957	25,436

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に、輸入ブランドファッション商品の店舗での販売やインターネット通販による小売を行う「ファッション」事業、韓国コスメの人気ブランドの日本総代理店として小売法人向けの商品供給と公式インターネットサイトを運営する「美容」事業、自社物件の旧店舗を賃借物件の店舗設備等を他社に賃貸する「賃貸部門」を運営しており、それぞれ、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

また、当社は、「ファッション」、「美容」とは別に、家電商品、空調設備、太陽光発電システム、LED照明、リフォームなどの販売を手がける「外商部門」を設置しております。当事業年度より、従来「その他」に含まれていた「外商部門」について、量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常損益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前事業年度(自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1, 2,3,4	財務諸表計 上額 (注)5
	ファッ シ ョ ン	美容	賃貸部門	外商部門	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	4,122,009	3,156,011	-	180,968	7,458,989	-	7,458,989
その他の収益	-	-	35,400	-	35,400	-	35,400
外部顧客への売上高	4,122,009	3,156,011	35,400	180,968	7,494,389	-	7,494,389
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	4,122,009	3,156,011	35,400	180,968	7,494,389	-	7,494,389
セグメント利益又はセグメント損失()	1,422	97,692	30,653	10,516	137,440	466,811	329,370
セグメント資産	2,489,496	1,008,350	429,273	7,936	3,935,056	834,519	4,769,575
その他の項目							
減価償却費	64,213	1,161	-	-	65,375	13,231	78,606
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	232,383	-	-	-	232,383	7,047	239,431

(注)1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 466,811千円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント資産の調整額834,519千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産の主なものは、現金及び預金、本社機能に係る資産であります。

3. 減価償却費の調整額13,231千円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,047千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産の増加額であります。

5. セグメント利益又はセグメント損失は、財務諸表の経常損失としております。

当事業年度(自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1, 2, 3, 4	財務諸表計 上額 (注) 5
	ファッショ ン	美容	賃貸部門	外商部門	計		
売上高							
顧客との契約から生じ る収益	3,927,690	1,599,480	-	195,565	5,722,736	-	5,722,736
その他の収益	-	-	35,400	-	35,400	-	35,400
外部顧客への売上高	3,927,690	1,599,480	35,400	195,565	5,758,136	-	5,758,136
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	3,927,690	1,599,480	35,400	195,565	5,758,136	-	5,758,136
セグメント利益又はセグ メント損失()	63,092	160,519	30,725	15,242	177,644	617,061	794,705
セグメント資産	1,994,483	624,711	429,273	15,496	3,063,964	1,325,079	4,389,043
その他の項目							
減価償却費	35,904	1,161	-	-	37,065	19,965	57,031
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	106,217	-	-	-	106,217	16,992	123,210

- (注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 617,061千円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
2. セグメント資産の調整額1,325,079千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。全社資産の主なものは、現金及び預金、本社機能に係る資産であります。
3. 減価償却費の調整額19,965千円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額16,992千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産の増加額であります。
5. セグメント利益又はセグメント損失は、財務諸表の経常損失としております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社ピーアンドエフ	1,415,718	美容事業
マルマンH & B株式会社	249,279	美容事業

当事業年度(自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)

(単位：千円)

	ファッション	美容	賃貸部門	外商部門	全社・消去	合計
減損損失	276,069	-	-	-	-	276,069

当事業年度(自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)

(単位：千円)

	ファッション	美容	賃貸部門	外商部門	全社・消去	合計
減損損失	269,881	387	-	-	42,062	312,330

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	関戸正実	東京都新宿区	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 9.7	株主及び役員	資金の立替（注）	-	流動資産 その他 （立替金）	23,217

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

関連当事者との取引条件については取締役会で決定しております。

当事業年度（自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	関戸正実	東京都新宿区	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 6.2	株主及び役員	資金の立替（注）	-	流動資産 その他 （立替金）	25,867

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

関連当事者との取引条件については取締役会で決定しております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）	当事業年度 （自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）
1株当たり純資産額	113.07円	13.06円
1株当たり当期純損失（ ）	267.69円	414.63円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	-円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年3月20日）	当事業年度 （2026年3月20日）
純資産の部の合計額（千円）	233,406	45,134
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	3,037	3,804
（うち新株予約権（千円））	（3,037）	（3,804）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	230,368	41,330
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	2,037	3,163

3．1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）	当事業年度 （自 2025年3月21日 至 2026年3月20日）
1株当たり当期純損失		
当期純損失（ ）（千円）	545,377	1,141,155
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	545,377	1,141,155
期中平均株式数（千株）	2,037	2,752
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		

	前事業年度 (自 2024年3月21日 至 2025年3月20日)	当事業年度 (自 2025年3月21日 至 2026年3月20日)
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	-
(うち新株予約権(千株))	(-)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

2026年6月18日に開催の第64期定時株主総会において、資本金の額の減少の件に関して次のとおり決議されております。

資本金の額の減少の理由

今後の財務、資本政策の柔軟性及び機動性の向上を目指し、会社法第447条第1項に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えをするものであります。

資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少いたします。資本金の減少額は、全額その他資本剰余金に振り替えます。なお、本議案は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変動はなく、株主の皆さまの所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じることはありません。

資本金の額の減少が効力を生ずる日

2027年3月19日(予定)

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	657,762	69,944	235,097 (220,902)	492,609	477,560	15,580	15,048
構築物	54,774	-	- (-)	54,774	54,774	-	-
工具、器具及び備品	248,197	50,285	72,296 (61,608)	226,186	213,659	28,539	12,527
土地	429,273	-	-	429,273	-	-	429,273
リース資産	30,243	-	1,852 (1,852)	28,391	28,391	926	-
有形固定資産計	1,420,249	120,230	309,246 (284,363)	1,231,234	774,385	45,045	456,848
無形固定資産							
ソフトウェア	86,682	2,980	10,192 (10,192)	79,469	79,469	7,273	-
無形固定資産計	86,682	2,980	10,192 (10,192)	79,469	79,469	7,273	-
長期前払費用	55,650	1,359	18,038 (17,774)	38,970	38,147	4,712	823

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	&choa!川口店(資産除去債務計上分含む)	17,379千円
	&choa!羽生店(資産除去債務計上分含む)	15,133
	&choa!土岐店(資産除去債務計上分含む)	14,772
工具、器具及び備品	&choa!川口店	10,960
	&choa!羽生店	12,799
	&choa!土岐店	11,192
	本社	11,712
ソフトウェア	顧客管理システムA Iマイスター	2,980

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。なお、()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

建物	GINZA LoveLove太田店	10,364千円 (10,364)	
	GINZA LoveLove鈴鹿店	18,863 (18,863)	
	GINZA LoveLove各務原店	74,554 (74,544)	
	&choa!土岐店	14,194	
	&choa!太田店	14,003 (14,003)	
	&choa!横浜ビブレ店	13,706 (13,706)	
	&choa!所沢店	17,889 (17,889)	
	&choa!各務原店	10,360 (10,360)	
	&choa!湘南平塚店	16,436 (16,436)	
	&choa!川口店	16,547 (16,547)	
	本社	15,535 (15,535)	
	工具、器具及び備品	GINZA LoveLove鈴鹿店	8,456 (8,456)
		&choa!土岐店	9,560
		&choa!太田店	5,084 (5,084)
&choa!横浜ビブレ店		5,442 (5,442)	
&choa!所沢店		8,426 (8,426)	
&choa!各務原店		5,422 (5,422)	
&choa!湘南平塚店		6,115 (6,115)	
&choa!川口店		8,606 (8,606)	
本社		10,076 (10,076)	
リース資産		本社会議室備品	1,852 (1,852)
ソフトウェア	顧客管理システムA Iマイスター	9,680	
		(9,680)	

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第4回無担保社債	年月日 2022.11.30	120,000 (40,000)	80,000 (40,000)	0.42	なし	年月日 2027.11.30
第5回無担保社債	2024. 8.13	135,000 (30,000)	105,000 (30,000)	1.47	なし	2029. 8.10
合計	-	255,000 (70,000)	185,000 (70,000)	-	-	-

(注) 1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。
2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
70,000	70,000	30,000	15,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,390,637	2,453,300	2.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	133,228	116,568	1.7	-
1年以内に返済予定のリース債務	2,797	2,369	2.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	321,103	204,535	1.7	2028年～2029年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,892	1,608	2.6	2027年～2028年
その他有利子負債				
1年以内に支払予定の長期未払金	23,223	23,345	2.7	-
長期未払金(1年以内に支払予定のものを除く。)	52,309	34,821	2.6	2028年～2030年
合計	2,927,190	2,836,548	-	-

(注) 1. 平均利率については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及びその他有利子負債(1年以内に支払予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	106,589	75,272	22,674	-
リース債務	1,517	91	-	-
その他有利子負債				
長期未払金	17,458	14,153	2,549	659

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	15,798	2,538	-	15,798	2,538
役員退職慰労引当金	109,800	-	-	-	109,800
株主優待引当金	-	64,538	-	-	64,538
店舗閉鎖損失引当金	-	26,821	-	-	26,821

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額等であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	21,031
預金	
当座預金	218,953
普通預金	450,006
定期預金	329,000
小計	997,960
合計	1,018,991

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三菱UFJニコス(株)	45,081
(株)東京エーワン	26,477
LINEヤフー(株)	23,376
(株)ジェーシービー	20,693
楽天グループ(株)	15,665
その他	109,220
合計	240,514

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
515,151	4,681,034	5,025,922	240,514	95.4	32.2

二．商品

品目	金額（千円）
ファッション事業	
貴金属	137,056
時計	293,015
バッグ・雑貨	543,202
美容	417,851
小計	1,391,125
美容事業	
シートマスク・パック	65,459
その他	479,189
小計	544,648
合計	1,935,773

ホ．差入保証金

区分	金額（千円）
店舗・倉庫・駐車場賃借	
GINZA LoveLove 鶴ヶ島店	55,000
本社	43,279
GINZA LoveLove 太田店	40,255
GINZA LoveLove 浜松市野店	20,149
GINZA LoveLove 吹上店	20,000
GINZA LoveLove 郡山店	14,950
GINZA LoveLove 大高店	14,300
GINZA LoveLove 各務原店	11,609
GINZA LoveLove 鈴鹿店	9,000
&choa!エミテラス所沢店	7,544
その他	72,454
小計	308,542
営業保証金	32,533
その他	1,137
合計	342,213

負債の部
イ．支払手形
(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)マリンド	3,819
(株)クリエイトタカノ	696
その他	121
合計	4,637

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(千円)
2026年3月	1,520
4月	2,053
5月	376
6月	687
合計	4,637

ロ．買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ウエニ貿易	72,818
ウエニ貿易タイムピース(株)	53,223
(株)サンブランド	39,259
(株)大山	30,933
(株)スタイルワン	22,957
その他	252,654
合計	471,846

ハ．未払金

相手先	金額(千円)
従業員給与	45,882
(株)パールイデア	29,480
(株)Sign.O	29,150
サラウンド(株)	8,585
(株)パウダールーム	6,045
その他	123,379
合計	242,523

(3)【その他】

当事業年度における半期情報等

(累計期間)	中間会計期間	当事業年度
売上高(千円)	2,837,195	5,758,136
税引前中間(当期)純損失 ()(千円)	282,996	1,133,858
中間(当期)純損失() (千円)	293,557	1,141,155
1株当たり中間(当期)純損 失()(円)	120.40	414.63

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月21日から3月20日まで			
定時株主総会	6月20日迄			
基準日	3月20日			
剰余金の配当の基準日	9月20日、3月20日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り				
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社本店			
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社			
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額			
公告掲載方法	電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、公告掲載場所は当社ホームページ(http://www.sekido.com)であります。			
株主に対する特典	株主ご優待制度			
	(2026年3月20日の名簿記載の株主様)			
	500株以上ご所有の株主様 年2回 25,000円分の当社取り扱いコスメクーポン及び年1回(上半期) 25,000円相当のコスメセット×2セットを贈呈いたします。			
	1000株以上ご所有の株主様 年2回 25,000円分の当社取り扱いコスメクーポン及び年1回(上半期) 25,000円相当のコスメセット×3セットを贈呈いたします。			
	(2026年9月20日の名簿記載の株主様)			
		保有株式数と優待(コスメセット)内容 金額は相当額		
名簿記載日	継続保有期間	500株～1千株 未満	1千株～2千 株未満	2千株以上
毎年3月20日	1年未満	5,000円	10,000円	20,000円
	1年以上 2年未満	10,000円	20,000円	35,000円
	2年以上	15,000円	30,000円	50,000円
毎年9月20日	1年未満	5,000円	10,000円	20,000円
	1年以上 2年未満	10,000円	20,000円	35,000円
	2年以上	15,000円	30,000円	50,000円

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の受渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第63期）（自 2024年3月21日 至 2025年3月20日）2025年6月20日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書

2025年6月20日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第64期中）（自 2025年3月21日 至 2025年9月20日）2025年11月4日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年3月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年5月9日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年5月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査証明を行う監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年6月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年11月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年11月21日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年11月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年1月8日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年1月20日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の提起）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年3月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年3月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2026年5月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類

新株予約権の発行 2025年5月23日関東財務局長に提出

新株予約権の発行 2025年11月18日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類の訂正届出書

2025年11月21日関東財務局長に提出

2025年11月18日提出の有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類の訂正届出書であります。

2025年11月26日関東財務局長に提出

2025年11月18日提出の有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類及び2025年11月21日提出の有価証券届出書（組込方式）及びその添付書類の訂正届出書の訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月19日

株式会社セキド

取締役会 御中

監査法人Bloom
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 中塚 亨
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大辻 隼人
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セキドの2025年3月21日から2026年3月20日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキドの2026年3月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度より継続して重要な営業損失、経常損失、当期純損失並びに営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、一部の取引先金融機関と締結する「譲渡担保権設定契約書」に係る財務制限条項に抵触している。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

店舗に係る固定資産の減損の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、常設店舗での一般顧客向けブランドファッション商品、韓国コスメ・雑貨とリユース品の買い取りなどを行っており、多額の固定資産を保有している。【注記事項】（重要な会計上の見積り）(2) 固定資産の減損に記載されているとおり、当事業年度の貸借対照表においては、有形固定資産456,848千円を計上している。</p> <p>会社は、ファッション、美容、賃貸など、それぞれの事業における各事業拠点を資産グループとして認識し、グルーピングを行っている。</p> <p>固定資産は規則的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の計上が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として認識される。</p> <p>当事業年度末において、店舗に係る資産の一部について減損の兆候が認められた。このため、当事業年度において減損損失の認識の判定を行い、見積もられた割引前キャッシュ・フローの総額が当該資産の帳簿価額を下回ったものについては、減損損失を計上している。</p> <p>減損損失の認識の要否の判定に用いられる割引前キャッシュ・フローの見積りは、経営者が策定した翌期以降の事業計画等に基づいて算定される。</p> <p>事業計画の策定に当たっては、複数の仮定を含んでいることがあり、これは経営者による判断を伴うものであるため不確実性が高い。</p> <p>以上により、当監査法人は、固定資産の減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>1. 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗に係る固定資産の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、管理責任者等への質問及び基礎資料の閲覧により現行の評価ルールが適切に運用されていることを確認した。 <p>2. 店舗に係る固定資産の減損の妥当性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業活動から生ずる損益が2期連続してマイナスである店舗及び退店の意思決定を行った店舗が網羅的に減損の兆候があると判定されているか検討した。 ・減損の兆候判定の基礎資料の計算の正確性を検討した。 ・退店等の計画を把握するため、経営者等への質問や各会議体議事録及び関連資料等を閲覧した。 ・減損の兆候が識別された店舗について、適切に認識・測定が行われているか検討した。 ・回収可能額の算定に利用する使用価値について、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能額を零とする評価について検討した。

その他の事項

会社の2025年3月20日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は当該財務諸表に対して2025年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セキドの2026年3月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社セキドが2026年3月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。